

平成25年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成25年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成25年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		障がい福祉課	5
		長寿社会課	11
		子育て応援課	16
		青少年・家庭課	24
		健康政策課	26
		医療政策課	30
	2 歳入歳出事項別明細書		52
	3 節の明細		61
	4 債務負担行為に関する調書		63

【予算以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県手話言語条例の設定について	障がい福祉課	65
議案第6号	鳥取県民生委員定数条例の設定について	長寿社会課	70
議案第7号	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県社会福祉審議会条例の一部改正について) (鳥取県介護保険審査会条例の一部改正について) (鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正について) (鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正について)	福祉保健課ほか	72
議案第8号	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について	子ども発達支援課	82
議案第9号	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について	医療指導課	84

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月28日専決)	青少年・家庭課	87
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	青少年・家庭課	88

## 議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,798,468	38,552	5,837,020	20,000		1,624	16,928	
障がい福祉課	6,887,542	58,155	6,945,697	△ 48,899		96,386	10,668	
長寿社会課	10,146,031	44,184	10,190,215	2,222		22,475	19,487	
子育て応援課	6,249,643	30,706	6,280,349	10,647		33	20,026	
青少年・家庭課	2,398,771	5,185	2,403,956				5,185	
健康政策課	1,557,218	125,919	1,683,137			125,919		
医療政策課	6,937,105	1,568,526	8,505,631	917,971		622,813	27,742	
部計	53,960,853	1,871,227	55,832,080	901,941		869,250	100,036	

## 説明

## 1 子育て王国とっとりの推進

- ・とっとり婚活応援プロジェクト事業
- ・(新)認定こども園機能強化推進事業

## 2 「支え愛」のまちづくりの展開

- ・(新)生活困窮者自立支援モデル事業
- ・(新)手話言語条例制定に伴う普及啓発及び環境整備事業
- ・障がい者アート推進事業
- ・とっとり支え愛体制づくり事業
- ・(新)DV被害者等支援活動助成事業

## 3 安心医療と健康づくり

- ・(新)感染症医療提供体制強化事業
- ・(新)鳥取県地域医療再生基金造成事業
- ・鳥取県地域医療再生基金事業
- ・実習指導者養成講習会開催事業

## 平成25年度 一般会計補正予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7143）

#### 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	201,168	16,928	218,096				16,928	
トータルコスト	201,962	16,928	218,890	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	福祉施設サービスの向上及び利用者への施設情報提供							
<p><b>事業内容の説明</b></p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図り、もって本県社会福祉事業の振興に資するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を同機構へ補助する。 【根拠法令】社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和38年法律第155号）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>補助金の積算根拠（単位金額×被共済職員数）のうち、 ①厚生労働省が示す平成25年度の単位金額に変更（増額）があったこと ②平成25年4月1日時点の被共済職員数が確定したこと により、補助金の増額が必要となったものである。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 臨時特例つなぎ資金貸付事業	0	1,624	1,624			(基金繰入金) 1,624		
トータルコスト	0	1,624	1,624	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

臨時特例つなぎ資金貸付事業を実施する社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、実施に要する経費を補助するもの。

当該貸付事業は、平成21年10月に平成23年度末までを予定として開始され、事業の実施に必要な経費については、平成21年度に一括で補助したが、国により実施期間が延長されたことに伴い、継続して実施するために必要な経費が不足することになったため、補助するもの。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- (2) 補正額 1,624千円（事業運営費）
- (3) 財 源 基金10/10（緊急雇用創出事業臨時特例基金）

3 貸付事業の概要

- (1) 趣 旨 厳しい雇用情勢の中、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、公的給付又は公的貸付の制度があるが、当該給付等は、申請から資金の交付までに若干の期間を要することから、その間の生活に困窮することがないように当座の生活費の貸付を行う。
- (2) 実施時期 平成21年10月から実施  
(事業運営費33,815千円・平成21年度に一括補助)
- (3) 貸付金額 10万円以内
- (4) 貸付利率 無利子
- (5) 貸付要件 住居のない離職者（連帯保証人は不要）で、  
・公的給付（失業等給付、生活保護等）又は公的貸付（生活福祉資金等）等の申請を受理されている者で、給付等開始までの生活に困窮していること  
・借入申込者名義の金融機関口座を有していること

(6) 貸付状況

年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
貸付件数	19件	20件	20件	18件

# 平成25年度一般会計補正予算説明資料

## 3款 民生費

### 3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7144）

#### 1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）生活困窮者自立促進支援モデル事業	0	20,000	20,000	20,000				
トータルコスト	0	20,000	20,000	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託料交付、関係機関との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進及び適正な援護の実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するための包括的な相談支援等の事業については、平成27年4月から、全市町村（福祉事務所未設置町村は県）における実施の法定化が見込まれているが、県内における本事業の円滑な立ち上げを図るために、国のモデル事業（国庫10/10）を活用し、事業の試行及び県内市町村における事業の立ち上げや人材育成への支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 対象者 生活保護に至る前の段階の生活困窮者（一部生活保護受給者も対象）								
(2) 事業内容（予定）								
事業名	概要							
自立相談支援モデル事業	・パーソナルサポートセンター設置 ・相談支援、アセスメント、チーム支援の実施							
就労準備支援モデル事業	・「福祉人材バンク」に登録し、ボランティア活動を通じた社会参加訓練を実施							
家計相談支援モデル事業	・「生活福祉資金」、「権利擁護事業」を活用し、家計再建を実施							
フードバンク事業	・急迫した生活困窮者に余剰食料等を配布 ※既存団体と協力してH25年度から全県で試行。							
学習支援事業	・教員OBのボランティアによる学習会、家庭教師の実施							
(3) 事業実施地域 鳥取県東部地域								
(4) 事業実施期間 平成25年度（10月）～26年度（予定）								
3 現状・背景								
○急増する生活保護受給者、特に稼働年齢層の被保護者の増加に対応するため、国が新たな「第2のセーフティネット」として検討したもの。								
○国は先般の通常国会に「生活困窮者自立支援法案」を提出し、平成27年4月1日から各自治体への新たな生活困窮者相談窓口の設置を法定化する見込みであったが、会期満了のため廃案となった。（秋の臨時国会に再提出の見込み）								
○当該モデル事業は、法定化される平成27年4月（見込み）までの間に実施し、効果・仕組み等を検討するもの。								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7856)

1.2目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般源	
(新) 手話言語条例制定に伴う普及啓発及び環境整備事業	0	19,356	19,356			15,483	3,873	
トータルコスト	0	19,356	19,356	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	普及啓発、手話に関する環境整備				
工程表の政策目標作標	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県手話言語条例制定後、直ちに実施すべき条例の普及啓発、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を行う。

手話言語条例の目的は、手話が言語であるとの認識の下で、県、県民、事業者、ろう者、手話通訳者がそれぞれ役割を担い、その役割を果たすことによって、ろう者と聞こえる者が共に暮らしやすい社会の実現を目指すことである。こうした全員参加型の条例だからこそ、条例内容をできるだけ多くの県民へ伝えていく必要がある。その上で、手話講座の開催、事業者が実施する手話学習会への支援などの施策を実施することにより、ろう者が暮らしやすい環境の整備を推進する。

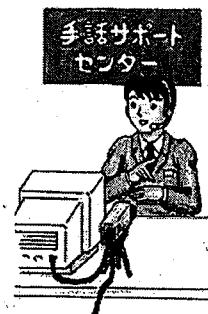
2 主な事業

(1) 手話言語条例の普及啓発 (単位: 千円) < ICTによる遠隔手話通訳サービス >

事業内容	補正額
手話シンポジウム	3,264
手話条例紹介DVD	3,868
あいサポートDVD (手話通訳版)	1,138
チラシ・リーフレット等	354
テレビCM	3,990
フリーペーパー広告	1,595
合計	14,209



「手話通訳」



(2) 手話に関する環境整備 (単位: 千円)

事業内容	補正額
ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業	4,044
手話ミニ講座 (県民向け)	523
手話学習会等助成 (事業者向け)	280
手話サークルへの助成	300
合計	5,147

【概要】

- ・タブレット型端末を活用し、どこでもろう者と聞こえる者が手話でコミュニケーションがとれる環境を整備する。
- ・県内のろう者をモニターとして、どういった場面でのどのくらいの頻度で使用するのか等ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。(タブレット型端末には、購入費助成制度を設ける。)

3 これまでの取組状況

- 鳥取県では、平成20年に策定した将来ビジョンにおいて、「手話がコミュニケーションの手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している」と記載。
- 平成25年1月、手話言語法制定を目指す活動を行っている全日本ろうあ連盟、鳥取県ろうあ団体連合会、日本財団が平井知事のもとを訪れ、手話言語条例の制定も含め、鳥取県において手話のモデル県となるような先進的な取組みを進めて欲しいとの強い要請があった。
- こうしたろう者からの強い願いを受け、平成25年4月に平井知事が手話言語条例の制定を検討することを表明し、日本財団の協力を得て、鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会を設けることとなった。
- 鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会は、ろう者の当事者団体、学識関係者、地域福祉関係者等15名で構成し、手話言語条例にどのような内容を盛り込むべきか、数ヶ月にわたって活発に議論した。この研究会の報告書をもとに、パブリックコメント・説明会等の公聴手段を活用して得られた県民からの意見も踏まえ、鳥取県手話言語条例案を作成したもの。
- 本事業は手話に関する事業を国内外で支援している日本財団と協力し実施するもの。(事業費の8割程度の助成を受ける見込み)

# 手話言語条例案関係の9月補正予算(総額22,111千円)

## ① 手話言語条例案普及啓発

- ・手話シンポジウム、DVD作成、広報関係経費 など

## ② 手話に関する環境整備

- ・ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業
- ・県民向け手話ミニ講座、手話サークルへの助成
- ・行政等の窓口職員向け手話講座 など

## ③ 教育面における手話に関する環境整備

- ・ろう学校教職員等の手話研修会への参加
- ・ろう学校児童等と他校との交流学习、指導手引き書等検討経費 など

## ④ 事業者への支援

- ・手話学習会等への助成

## ⑤ 手話を用いた情報発信

- ・知事記者会見インターネット中継での手話通訳者配置

※1 日本財団から8割程度の助成が受けられる見込み

※2 来年度当初予算にも必要な予算案を計上予定

## 手話言語条例で鳥取県はこうなります

### 地域で

- ◎ 手話を学べる機会を増やします！
  - ・県民向け手話ミニ講座
  - ・手話サークルの活動支援
- ◎ ろう者が手話を使いやすい環境を整えます！
  - ・手話通訳者の養成・確保
  - ・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業の実施

### 学校で

- ◎ ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進めます！
  - ・ろう学校等教職員の手話技術の向上
  - ・ろう教員の意思疎通支援
- ◎ すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります！
  - ・ろう学校職員の出前講座・交流学习
  - ・手話に関する学習教材の作成

### 県・市町村で

- ◎ 手話による情報発信を進めます！
  - ・知事記者会見での手話通訳者配置
- ◎ 職員が手話を学習する取組を進めます！
  - ・窓口職員向けの手話講座の開催
- ◎ 必要な財政支援を行います！

### 事業者で

- ◎ ろう者が働きやすい職場環境を整えます！
  - ・事業者の手話学習会支援、検定料助成
- ◎ ろう者が利用しやすいサービスを提供します！
  - ・あいサポート運動を推進します



平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業	0	88,836	88,836			(基金繰入金) 59,223	29,613	
トータルコスト	0	88,836	88,836	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				

工程表の政策目標(指標) 入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。

事業内容の説明 【「鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」充当事業

1 事業の目的・概要

平成21年度に県に造成された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、社会福祉法人等が入所者等の安全確保のために行う耐震化整備及びスプリンクラー整備に対して補助を行うもの。

【補正額】88,836千円

2 主な事業内容

(1) スプリンクラー整備事業 (15,487千円)

制度改正により、消防法令上設置義務がない275平方メートル未満の施設等も補助対象となったことに伴う新たな実施希望に対応するための増額。(7件)

区分	内容
実施主体	社会福祉法人等
対象事業	防火の観点から入所者等の安全を確保するために行われるスプリンクラー整備。
補助基準額	【1,000平方メートル未満の施設】 18,000円×施設延べ面積
補助対象経費	スプリンクラー整備に必要な工事費又は工事請負費
補助率	3/4
負担割合	基金1/2、県1/4、事業主体1/4

(2) 耐震化等整備事業 (73,349千円)

当初、鳥取県社会福祉施設等施設整備事業で実施予定だった改築事業を、当事業にて実施することとしたことに伴う増額。(1件)

区分	内容
実施主体	社会福祉法人等
対象事業	地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するための耐震化整備。
補助基準額	国の要領に基づき施設の定員に応じ単価を設定
補助対象経費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
補助率	3/4
負担割合	基金1/2、県1/4、事業主体1/4

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置推進事業	1,188	1,632	2,820				1,632	
トータルコスト	2,777	1,632	4,409	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>障がい者の住まいであるグループホーム・ケアホームの防火防災上の安全と地域生活の受け皿としての機能を両立するための建物の基準を平成25年2月に策定したことに伴い、基準策定以前より運営を行っている施設の基準適合状況について自己点検を行っていただき、グループホーム・ケアホームの安全安心を確保しようとするものである。</p> <p>事業者から当初予算額を超える要望があったことによる増額。</p> <p>○策定基準：既存住宅を活用する場合で、以下の要件を全て満たす場合には、建築基準法上「住宅」として扱い、満たさない場合は「寄宿舍」として扱う。</p>								
1	建築基準法上適法な住宅又は住宅と同等であること。							
2	階数が2以下であること。							
3	延べ面積が200㎡未満であること(地階を有しないこと。)							
4	構造耐力の低下を招く恐れのない計画であること。							
5	火気を使用しないこと。							
6	入居者が建物内の各室から敷地外に安全に避難できる経路が確保されていること。							
7	定員が7名以下であること。							
8	既存浄化槽がある場合は、定員が処理対象人数を超えないこと。							
【補正額】1,632千円(当初20件→今回47件)								
2 主な事業内容								
鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置推進事業補助金								
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等							
補助対象	建築基準法を所管する特定行政庁への報告に必要となる配置図、各階平面図等作成委託料							
補助率	1/2							
補助上限額	60千円							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	367,305	△73,349	293,956	△48,899			△24,450	
トータルコスト	372,072	△73,349	298,723	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>当初、当事業で実施予定だった改築事業(1件)について、鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金にて実施することとしたことに伴う減額。</p> <p>【補正額】△73,349千円</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7157)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	29,448	21,680	51,128			(基金繰入金) 21,680		
トータルコスト	37,392	0	59,072	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	大会広報業務				
工程表の政策目標(指標)	スポーツ、文化・芸術活動や余暇活動などにおける交流等を通じてネットワークを形成するとともに、理解を深め、認め合う機会をつくる。							
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】							

平成26年度に開催を予定している「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」については、6月28日(金)に開催した実行委員会の設立総会で、開催期間が平成26年7月12日(土)から平成26年11月3日(月・祝)に決定した。

この大会の機運を盛り上げ、かつ、「障がいを知り、共に生きる」という大会テーマを浸透させるためには、今年度から継続的かつ積極的な広報活動を展開する必要があることから、障がい者アート推進事業のうち、実行委員会負担金として予算措置している大会広報事業費について増額補正する。

<障がい者アート推進事業の一覧>

事業内容	現予算額	補正額	計
○実行委員会負担金 会議運営費、プレ大会・ワークショップ等開催経費、 舞台芸術等準備費、大会広報事業費 ※うち大会広報事業費について今回増額補正	14,571	21,680	36,251
○障がい者アート活動支援事業 障がいのある方を含むグループ・団体が、大会への出演・ 出展を目指し、指導者等の指導を受けながら行うアート 活動を支援(補助金)	10,160	0	10,160
○検討委員会開催等 会議運営費、障がい者アートコーディネーター人件費等	4,717	0	4,717
合 計	29,448	21,680	51,128

<補正額(大会広報事業費21,680千円)の内訳>

内 容	補正額	説 明
大会キャラクター、 ロゴマーク	683	オリジナルキャラクターの着ぐるみ作成、 商標調査・登録、大会ロゴマークデザイン等
広報用グッズ	3,682	卓上ミニのぼり、キャラクター等シール、 名刺台紙、ティッシュ、ピンバッジ等
バスラッピング等	2,108	バスラッピング、タクシー等ステッカー、 カーマーキング
キャラバン隊	10,974	当事者も参加したキャラバン隊を編成し、県内外の 各種施設やイベントでPR活動を実施、ブログ等を 活用した広報を実施
事業所等参加型のぼり 作成・設置	1,183	県内各事業所、特別支援学校、幼稚園、小学校等に、 絵や書道、メッセージをのぼりに記載していただき、 本大会会場等に設置
広告物設置	3,050	懸垂幕、横断幕、屋外看板、残日計、空港広告
合 計	21,680	

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金	0	1,982	1,982				1,982	
トータルコスト	0	1,982	1,982	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

山口県大雨災害及び島根県豪雨災害の復旧支援のため、鳥取県社会福祉協議会が県民を対象に募集した災害ボランティアを「鳥取県災害ボランティア隊」として被災地に派遣する経費に対して負担金を交付する。

2 主な事業内容

(1) 負担金の名称

鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金

(2) 交付先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(3) 負担割合 10/10 (派遣費用の範囲内)

(4) 所要経費

区 分	所要額 (千円)	摘 要
第1陣(山口)	409	スタッフ旅費、バス運転手宿泊代、
第2陣(山口)	527	消耗品 (長靴、飲料水、防塵マスク等)、
第1陣(島根)	488	損害保険料、バス借上代等
第2陣(島根)	488	
共通経費	70	通信運搬費等
合 計	1,982	

<参考：鳥取県災害ボランティア隊の派遣実績>

	回数	派遣人数
東日本大震災関連 (宮城県石巻市)	5回	137人
平成23年台風12号災害 (和歌山県古座川町)	1回	17人
平成24年九州北部豪雨災害 (熊本県阿蘇市)	1回	16人
平成25年山口県大雨災害 (山口県萩市)	2回	29人
合 計	9回	199人

※今後、平成25年島根県豪雨災害 (島根県江津市) については、2回の派遣を予定している。

※鳥取県災害ボランティア隊の活動内容は、床下や敷地内の泥出し、拭き掃除、店舗の床掃除、家財の搬出等。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費  
1項 社会福祉費  
4目 老人福祉費

長寿社会課 (内線: 7179)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり支え愛 体制づくり事業	32,203	15,159	47,362			(基金繰入金) 15,159		
トータルコスト	32,203	15,159	47,362	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村・NPO法人・住民組織等が実施する地域での見守り活動、買物支援、交通弱者対策等の支え愛活動の立ち上げ・運営に関して補助を行っている「とっとり支え愛活動支援事業補助金」について、一層の支え愛活動の立ち上げ等の促進を図るため、以下のとおり新たな制度の創設を行う。

2 主な事業内容

先進的な支え愛活動の立ち上げ等に対する新たな補助制度の創設

支え愛活動について、広域的又は先進的な取組を実施する事業者に対して、重点的に立ち上げ等の助成をすることで、一層の支え愛活動の拡大を図ることとする。

【概要】

補助対象：NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体等

助成内容：立ち上げ支援、拠点整備

補助率 10/10 (県費)

補助限度額 3,000 千円

補助数 5 箇所

事業内容：広域的又は先進的な①高齢者の生活支援（買い物や交通支援等）及び②要援護者に対する見守りや災害への備え 等

※補助の決定に際しては、外部委員を入れた審査会を開催し、候補事業の波及効果、継続性等を審査。

補正額 (単位: 千円)

	所要額	内訳
事業費	15,000	3,000 千円×5 箇所
審査会経費	159	2 回開催分
計	15,159	

3 これまでの取組状況等

【取組状況・課題】

○平成24年度に補助制度を創設したが、補助実績は5件(3,324千円)、H25年度は8月末現在で9件(5,549千円)にとどまっている。

○当補助制度が本来目的としているNPO・ボランティア団体等による新たな支え愛の取組への発展につながっていない。

○NPO・ボランティア団体等から、市町村の義務負担を外してほしい、市町村圏域を越えた広域的な支え愛活動を行う場合に複数の市町村から支援を得るのが困難、といった声がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7178）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新)療養病床転換支援事業	0	6,000	6,000	2,222		(雑入) 2,666	1,112							
トータルコスト	0	6,000	6,000	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い										
工程表の政策目標(指標)	—													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>療養病床転換を推進するため、医療療養病床を介護老人保健施設等に転換する医療機関に対して、その改修等に係る経費の一部を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養病床転換支援事業補助金</td> <td>6,000</td> <td> <p>(1) 条件</p> <p>医療療養病床の長期入院病床を、老人保健施設又は居宅系サービス施設等に転換すること。</p> <p>(2) 補助額</p> <p>@500千円×12床(1施設) = 6,000千円</p> <p>転換床数に改修の補助単価を乗じた額</p> <p>(3) 財源</p> <p>病床転換助成事業交付金</p> <p>負担割合国10/27, 県5/27, (医療保険) 保険者12/27</p> </td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	療養病床転換支援事業補助金	6,000	<p>(1) 条件</p> <p>医療療養病床の長期入院病床を、老人保健施設又は居宅系サービス施設等に転換すること。</p> <p>(2) 補助額</p> <p>@500千円×12床(1施設) = 6,000千円</p> <p>転換床数に改修の補助単価を乗じた額</p> <p>(3) 財源</p> <p>病床転換助成事業交付金</p> <p>負担割合国10/27, 県5/27, (医療保険) 保険者12/27</p>
区分	予算額	内容												
療養病床転換支援事業補助金	6,000	<p>(1) 条件</p> <p>医療療養病床の長期入院病床を、老人保健施設又は居宅系サービス施設等に転換すること。</p> <p>(2) 補助額</p> <p>@500千円×12床(1施設) = 6,000千円</p> <p>転換床数に改修の補助単価を乗じた額</p> <p>(3) 財源</p> <p>病床転換助成事業交付金</p> <p>負担割合国10/27, 県5/27, (医療保険) 保険者12/27</p>												

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7158)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支え愛！ 要援護者支援対策 推進事業	11,926	4,650	16,576			(基金繰入金) - 4,650		
トータルコスト	11,926	4,650	16,576	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

災害時における要援護者の支援体制や平常時における要援護者の見守り体制などの構築を、防災と福祉が協力し、効果的、効率的に推進していくことを目的に、次の支援施策の展開を図る。

※以下、今回増額補正要求を行う事業の概要

「みんなでやらいや！わが町支え愛活動支援事業」

〈わが町支え愛活動支援事業〉

町内会、集落単位で取り込まれる支え愛マップの作成、災害時の要援護者避難体制及び平常時の見守り体制に対し、市町村と連携して助成することで、身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。

(注) 支え愛マップとは、要援護者及びその支援者の情報や避難所及び避難経路が盛り込まれた地図

2 主な事業内容

県内を含め全国的に頻発する大雨災害により、地域住民からの災害時要援護者支援のニーズの高まりを受け、智頭町はじめとする多くの市町村がニーズに応える予算措置や積極的な予算執行に取り組む見込みであることを踏まえ、増額補正を行う。(当初100件→今回193件)

(単位: 千円)

補助金名 (細事業名)	内 容	当初 予算	9月 補正額	合計
みんなでやらいや！ わが町支え愛活動 支援事業補助金 (わが町支え愛活動 支援事業)	【補助対象者】 集落等(集落、町内会、自治会、公民館等) 【補助対象事業】 ○支え愛マップの作成 ○要援護者の特性に応じた個別避難訓練 ○要援護者への平常時の見守り体制の構築 ○要援護者の見守り・避難支援の研修会等 【補助限度額】 1集落当たり10万円以内 【負担割合】 県1/2、市町村1/2	5,000	4,650	9,650



平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7178)

10目 老人福祉施設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
皆生尚寿苑管理運営費	5,975	16,393	22,368				16,393	
トータルコスト	8,358	17,187	25,545	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	備品購入等				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立養護老人ホーム皆生尚寿苑の適正な維持管理及び入居者の処遇改善を図るため、必要な改修工事及び備品の購入を行う。

※指定管理者 (社福) 鳥取県厚生事業団 期間: 平成21年4月1日～平成26年3月31日

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	金額
工事費	1 浴槽解体工事	11,563
	2 旧棟バルコニー手摺塗装工事	
	3 居室間仕切り改修工事	
委託料	上記改修工事に係る実施設計委託料	840
備品購入費	特殊浴槽一式 (入浴用車椅子、搬入取付費等を含む。)	3,990
	計	16,393

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課 (内線: 7570)

8目 私立学校振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 21,352	〔債務負担行為〕 445	〔債務負担行為〕 21,797				〔債務負担行為〕 445	
	22,764	48	22,812				48	
トータルコスト	24,353	48	24,401	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

施設整備事業に充てるため、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団、社団法人鳥取県私学振興会又はその他の金融機関から借り入れた資金に係る利子負担に対して助成する。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体: 学校法人 聖心幼稚園 (聖心幼稚園)
- (2) 借入れ対象事業: 施設整備事業 (増築等)
- (3) 借入れ額: 12,600千円 (日本私立学校振興・共済事業団)
- (4) 利子補助期間: 10年
- (5) 借入利率: 0.7%
- (6) 補助率: 年率又は年1%のどちらか低い額
- (7) 利子補助額

年度	利子補助額 (円)	債務負担行為額 (千円)
25	47,845	—
26	88,200	89
27	78,400	79
28	68,600	69
29	58,800	59
30	49,000	49
31	39,200	40
32	29,400	30
33	19,600	20
34	9,800	10
合計	488,845	445

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	740	4,687	5,427				4,687	
トータルコスト	1,534	7,070	8,604	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務、委託業務、連絡調整				
従事する職員数	0.1人	0.3人	0.4人					
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

我が国の少子化の現状を鑑みると、合計特殊出生率の向上は急務であり、未婚化・晩婚化は少子化の一因と言われている。結婚を望む方が、早期に自らの望む形で成婚につながられるよう、出会いから交際までを総合的に支援する。

- 【出 会 い】○結婚観が多様化する中、地域性を活かした多様な出会いの機会を創出  
○固定的な人間関係の枠を飛び出し、真に自分が望むパートナーと出会う機会を創出

- 【交 際】○自らの魅力を最大限引き出し、異性にアプローチする能力を養成 ※  
※ 当初予算により、未婚者のコミュニケーション能力向上セミナーへの助成及び婚活イベント情報のメール配信を実施 (740千円)

2 主な事業内容

事業名	予算額(千円)	内 容						
① 事業所間婚活コーディネーター設置事業	1,087	事業所間の婚活イベントの仲介を行うコーディネーターを配置 ・委託料 1,037千円(人件費及び事務費相当額) ・プロポーザル経費 50千円(審査委員に係る報酬、旅費)						
② 婚活イベント開催助成事業	1,500	多様な出会いの機会の創出が期待される婚活イベントに対し、開催経費の一部を助成 ・補助金(300千円×5企画) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象事業</td> <td>①市町村・団体(協議会、NPO等)が開催 ②複数の事業所が従業員を対象に共同で開催</td> </tr> <tr> <td>助成要件</td> <td>・参加者が20名以上のイベント ・対象事業②については、事業所間婚活コーディネーターがコーディネートしたイベント(県域又は市町村域をまたがる婚活イベントも含む)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>会場使用料、報償費、広告費など (飲食費は対象外(参加者負担とするため))</td> </tr> </table>	対象事業	①市町村・団体(協議会、NPO等)が開催 ②複数の事業所が従業員を対象に共同で開催	助成要件	・参加者が20名以上のイベント ・対象事業②については、事業所間婚活コーディネーターがコーディネートしたイベント(県域又は市町村域をまたがる婚活イベントも含む)	対象経費	会場使用料、報償費、広告費など (飲食費は対象外(参加者負担とするため))
対象事業	①市町村・団体(協議会、NPO等)が開催 ②複数の事業所が従業員を対象に共同で開催							
助成要件	・参加者が20名以上のイベント ・対象事業②については、事業所間婚活コーディネーターがコーディネートしたイベント(県域又は市町村域をまたがる婚活イベントも含む)							
対象経費	会場使用料、報償費、広告費など (飲食費は対象外(参加者負担とするため))							
③ 婚活仕掛け人養成講座	600	婚活サポーター、市町村担当者等、婚活イベントを企画・立案する方を対象に、近年の婚活事情に精通した講師を招き、婚活事業を円滑に進めるための講座を開催する。 ・委託料(300千円×2回)						
④ 婚活イメージアップ事業	1,500	婚活事業の拡充に併せて、20~30代の若者への重点的な婚活イメージアップ広報を展開						
合計	4,687							

3 これまでの取組状況、改善点

婚活イベントのメール配信を開始した平成20年度から300回を超えるイベントが開催され、650組を超えるカップルが誕生しているが、鳥取県における未婚率、平均初婚年齢は依然上昇し続けている。

このことから、民間企業・団体、市町村が柔軟かつ活発にそれぞれの状況に応じた企画・実施ができるよう支援していくとともに、若者への婚活に対する周知・イメージアップに取り組む必要がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課(内線:7570)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)認定こども園機能強化推進事業	0	870	870				870	
トータルコスト	0	870	870	(補正に係る主な業務内容) 研修会の開催事務等の委託				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を有するとともに、保護者の子育て力の向上支援や保護者が希望するときに子育て相談ができるための体制整備を行うことが求められている。

しかし、認定こども園における子育て支援機能の質の確保策については、まだ確立された方法がない状況であることから、認定こども園が果たすべき子育て支援機能、さらに親育ち支援機能のあり方について、本県で先導的な事業を実施し機能強化を行う。

2 主な事業内容

認定こども園のモデル園を選定し、鳥取大学に委託して実施する。(委託料870千円)

(平成25・26年度実施予定)

(1) 定期的な研修・グループワークの実施

子育て研修テーマ例 【子育てをいつ楽しむの?今でしょ!】	研修開催方法
子どもの幼児期から思春期までの発達ってどうなっているのかな?	これらのテーマに 関して月に1回程度開 催
保護者のしつけが子どもの社会性に与える影響ってどうなっているのかな?	
子どもの性差による遊びと行動の違いってどうなっているのかな?	
子どもの年齢とQOL(生活の質)の変化ってどうなっているのかな?	
親子の絆が深まるちょっとしたふれ合い方ってどんなのかな?	
楽しい育てのための保護者同士の絆の持ち方ってどんなのかな?	

⇒ 親の子育て力の向上に加えて、同じ地域で同じく育児に困っている人が、継続的に同じ時間・情報を共有することにより地域でのつながりもできる。

(2) 個別相談の実施

上記のほか、子育て一般に関する相談も含めて、個別の相談ブースを設けて、相談会を実施。

(3) 定期的な成果の検証と普及啓発

- 保護者に対し、事業の実施前と後にアンケート調査等を行い、「子育てに対する心の充実感の変化」「心の健康度」及び「疲労度」等を保護者自らが振り返る機会を作る。⇒親としての成長に自ら気づくことができる。

- 事業成果については、報告書としてまとめる。

- 研修・グループワーク実施時には、他の認定こども園等に情報提供し、他園職員の参加を促す。

- 従来からある私立幼稚園代表者会において、実施内容について実践発表を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

現在、国において幼保連携型認定こども園の認可基準及び保育要領等に関し検討が行われているが、国の議論を待つまでもなく、認定こども園が果たすべき子育て支援機能、さらに親育ち支援機能のあり方について、本県で先導的な事業を実施し機能強化を行う必要がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課(内線:7570)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て王国とっとり推進事業	14,576	1,133	15,709				1,133	
トータルコスト	32,053	2,722	34,775	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.2人	2.4人	懇話会の開催、関係機関との意見交換等条例策定業務				
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「子育て王国鳥取県」として、これまで様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた成果を基礎として、更に子育てしやすい環境に発展させるため、行政、県民、事業者等が一体となり子育て環境を総合的かつ計画的に発展させていく「子育て王国とっとり条例(仮称)」を制定することとした。

その条例のあり方について、子育て支援の現場や有識者と深く議論し、幅広い意見を聴取するため、「子育て王国とっとり条例(仮称)懇話会」を設置したことに伴い、当該懇話会開催に要する経費に係る補正を行う。

2 主な事業内容

(1) 懇話会の概要

- 設置根拠 子育て王国とっとり条例(仮称)懇話会設置要綱
- 設置年月日 平成25年8月9日
- 委員等構成 委員22名及びアドバイザー2名
- 担当業務
  - ア 子育て王国とっとり条例(仮称)の内容検討
  - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の検証、策定及び進行管理
  - ウ その他「子育て王国鳥取県」の実現のため必要な事項
- スケジュール
  - 2月県議会への条例案提出(予定)までに5回開催予定

(2) 補正予算の概要

区分	金額(千円)	備考
報酬	565	委員謝金
費用弁償	198	委員交通費
報償費	28	アドバイザー謝金
特別旅費	342	アドバイザー交通費
計	1,133	

3 これまでの取組状況、改善点

急速な少子化の進行は、地域活力の減退、子どもを育成する環境の変化など、地域社会に深刻な影響を与え、平成22年3月に「子育て王国とっとりプラン」を策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国宣言を経て、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた。

これらの取組については、合計特殊出生率や男性の育児休業取得率の上昇など、一定の効果が出ている。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	(債務負担行為) 153,600 6,000	(債務負担行為) 9,360 2,640	(債務負担行為) 162,960 8,640				(債務負担行為) 9,360 2,640	
トータルコスト	10,766	2,640	13,406	(補正に係る主な業務内容) 鳥取短期大学で保育士等を目指す者に対する奨学金の貸付業務				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成26年4月に鳥取短期大学幼児教育保育学科(以下「鳥短」という。)に入学を希望する者を対象として鳥取県保育士等修学資金の申請を受け付けたところ、定員25名を上回る36名(+11名)から申請があったため増額補正を行う。

<鳥取県保育士等修学資金>

保育専門学院(以下「保専」という。)の廃止により、保専の果たしていた保育士養成の機能は鳥短に引き継ぐことになるが、経済的理由により保育士になることを諦めることがないよう、保専と同等の学費で鳥短に通うことを可能とするため創設した奨学金制度

2 主な事業内容

(1) 所要額

240千円 × 11名 = 2,640千円(入学支援資金)

<奨学金にかかる債務負担行為(変更部分のみ)>

	変更前	変更後	差額	備考
平成26年度(1年生時)	18,960千円	23,640千円	+4,680千円	4,680千円の内訳 (720千円×2名) (360千円×9名)
平成27年度(2年生時)	31,920千円	36,600千円	+4,680千円	

※平成27年度分は、平成27年4月入学生分の奨学金等が含まれている。

(2) 奨学金の額等

区分	概要	金額
入学支援資金	鳥短の入学金相当額について貸し付ける資金	240千円
奨学金1	鳥短の授業料相当額について貸し付ける資金	720千円(1年間)
奨学金2		360千円(1年間)

奨学金1:生活保護世帯、市町村民税非課税世帯に属する者等

奨学金2:一定の所得基準を満たす者等

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年度当初予算において本修学資金制度を創設し、修学生の募集を行った。

⇒平成25年6月に高等学校の進路指導担当教諭を対象とした制度説明会を開催(3回)

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	債務負行為 0 465,689	債務負行為 79,617 0	債務負行為 79,617 465,689			(基金繰入金) 債務負行為 79,617		
トータルコスト	467,278	0	467,278	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要				保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所の緊急整備等を行う。当該事業は2ヵ年で行う計画であるため、債務負担行為を設定し助成を行う。				
2 主な事業内容				保育所緊急整備事業 79,617千円				
				私立保育所の施設整備（創設・改築・増築等）を行う事業者に補助を行う市町村に対して助成する。				
				【今回の対象保育所】 上北条保育園（社会福祉法人 慈光会）				
				現在使用している園舎にアスベストが使用されており、囲い込み工事済であるが、災害等による建物被害の状況によってはアスベストの飛散等の恐れがあること、また、園舎自体が築後35年を経過し老朽化していることから改築を行う。				
				【実施主体】 倉吉市				
				【補助率】 基金1/2、市1/4、事業者1/4				
				【対象事業】 改築				
				【事業期間】 平成25年10月～平成27年3月末（予定）				

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所に対する総合支援事業(保育対策等促進事業)	281,583	21,295	302,878	10,647			10,648	
トータルコスト	284,761	21,295	306,056	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	—				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育所等で行う休日保育等の事業を実施する市町村へ助成を行っているが、国の単価改正により一部補助基準額が引き上げられたことと、事業実施区分の変更(利用児童数の増減等)等により補正を行う。

2 主な事業内容

事業名	補正理由	金額(千円)
休日保育事業	・国の補助基準額の引き上げに伴う増額 ・利用児童数の変更に伴う補助基準額区分の変更に伴う増額	953
夜間保育事業	・国の補助基準額の引き上げに伴う増額	44
病児・病後児保育事業	・国の補助基準額の引き上げに伴う増額 ・利用児童数の変更に伴う補助基準額区分の変更に伴う増額	8,227
延長保育促進事業	・国の補助基準額の引き上げに伴う増額 ・延長時間の変更に伴う補助基準額区分の変更に伴う増額	12,071

【実施主体】市町村

【補助率】補助基準額の2/3

【負担割合】国1/3、県1/3、市町村1/3



平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7148)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 市町村地域子育て 特別支援事業	0	33	33			(基金繰入金) 33		
トータルコスト	0	33	33	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
安心して子どもを育てることができる環境を整備することを目的に、東日本大震災により被災した避難児の支援に取り組む市町村に対して補助を行う。								
2 主な事業内容								
実施主体	南部町							
補助対象事業	東日本大震災により被災した避難児の保育料減免支援 (実施期間: 平成25年7月29日～平成26年3月31日)							
補助対象経費	事業の実施に必要な使用料及び賃借料等							
補助率	10/10 (安心子ども基金・地域子育て特別支援事業)							
予算額	33千円 (4,000円/月×3日/25日+4,000円/月×8月)							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

青少年・家庭課 (内線：7869)

5目 婦人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) DV被害者等支援 活動助成事業	0	2,787	2,787				2,787	
トータルコスト	0	3,581	3,581	(補正に係る主な業務内容)				補助金の申請・交付、事業者との連絡調整
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

DV被害者に対して、民間支援団体が行っているきめ細やかな支援活動(同行支援、代行支援等)について、その経費を助成することにより、DV被害者の被害からの脱却、自立の促進を図る。

※DV被害者には、DV法の対象とならない暴力被害者(親族、兄弟からの暴力被害者)及び婦人保護事業の対象となる女性(売春を行うおそれのある女性等)を含む。

2 主な事業内容

民間支援団体が行う次の支援活動に対して、その経費を助成する。(2,787千円)

- ・DV被害者に対する相談対応
- ・DV被害者が被害から逃れるために必要な諸手続等の同行支援、代行支援

実施主体	民間支援団体(県からDV被害者の一時保護の委託を受けている民間支援団体)
財源内訳	県10/10

3 これまでの取組状況、改善点

一時保護中のDV被害者に対しては、婦人相談所と民間シェルターとが車の両輪となって、DV被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を実施している。

一方、一時保護に至らないDV被害者(相談者)や一時保護施設退所後のDV被害者に対する支援については、民間支援団体による独自の支援(関係機関への同行支援、代行支援等)が中心となっており、県としての支援が十分にはなされていない状況にある。

【現在のDV被害者支援の状況】

     新たに実施する支援

被害者の状況	婦人相談所等 (配偶者暴力相談支援センター)	民間支援団体
相談者	・相談対応(関係機関の紹介、関係機関との連絡調整)	・相談対応(関係機関の紹介、関係機関との連絡調整) ・関係機関への同行支援、代行手続き
一時保護者 (一部退所後を含む)	・一時保護の実施(安全の確保、衣食住の提供、同行支援) ・退所に向けた自立支援の実施(関係機関への同行支援、保護命令手続き等) ・退所後の自立支援の実施(退所時のアパート家賃(3か月分)等の助成)	・委託一時保護の実施(安全の確保、衣食住の提供、同行支援) ・退所に向けた自立支援の実施(関係機関への同行支援、保護命令手続き等) ・退所後の自立支援の実施(退所時のアパート家賃(3か月分)等の助成)
一時保護所退所者	・相談対応(関係機関の紹介、関係機関との連絡調整)	・相談対応(関係機関の紹介、関係機関との連絡調整) ・関係機関への同行支援、代行手続き

※関係機関：警察、裁判所、ハローワーク、市町村役場、学校、(婦人相談所)など

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課(内線:7893)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等処遇向上対策事業	19,672	2,398	22,070				2,398	
トータルコスト	21,261	2,398	23,659	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	事業者との連絡調整、補助金の交付				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童養護施設等が被虐待児等の処遇の向上を図るため、国基準を超えて職員を配置する経費に対して補助する児童養護施設等処遇向上対策事業について、対象児童数の増により各施設の職員配置数の合計が当初の見込みを上回り、補助所要額が当初予算額を超過したため、不足額について補正を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>被虐待児、発達障がい児及び知的障がい児が10名を超えるごとに人件費1名分を定額補助する。</p>								
区分	内容							
実施主体	児童養護施設(5施設)、情緒障害児短期治療施設(1施設)							
補助基準	各月初日時点で、直接処遇職員数が国の配置基準を上回る範囲において、被虐待児・発達障がい児・知的障がい児が10名を超えるごとに直接処遇職員を1名ずつ配置する。 (補助単価:一人当たり月額204,350円)							
補正額	2,398千円							
職員配置数	5施設 計9名(H25.4.1時点) ※当初見込み 6施設 計8名							
財源内訳	県10/10							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7857)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 感染症医療提供体制強化事業	(債務負担行為) 0	(債務負担行為) 18,000	(債務負担行為) 18,000			(債務負担行為) (基金繰入金) 18,000 (基金繰入金) 4,500		
トータルコスト	0	4,500	4,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標 (指標)	健康危機の脅威から県民を守るため、健康危害の早期発見、原因究明、被害の拡大防止等に一元的に対応する拠点・機能の整備を検討します。							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
<p>(1) 県内には感染症専門医が3名しかおらず近年の感染症を取り巻く環境を踏まえると、感染症専門医の養成が急務となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を防止するためには、早期発見、診断、治療が必要であり、様々な疾患の中から早期に感染症を疑い、必要な検査を行い、適正な抗菌薬の使用等を行うためには感染症の知識や技術、診療経験のある専門医の存在が重要。</li> <li>・危険性の高い感染症について、いつ、どこで発生するか正確に予測することは困難なため、専門医が県内に複数存在することが必要。(主に感染症指定医療機関)</li> </ul> <p>※感染症指定医療機関：県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県済生会境港総合病院</p> <p>(2) 高度な感染症治療のための設備や人材(指導医)を保有し、かつ県内で唯一の感染症学会認定研修施設である鳥大附属病院の協力を得て専門性を持った医師を養成していくことが、最も合理的かつ効果的。</p> <p>※感染症専門医所属医療機関：鳥大医学部附属病院、山陰労災病院、民間診療所(鳥取市)</p>								
<p>(感染症を取り巻く環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV感染症、SARS、新型インフルエンザ(A/H1N1)、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)など、近年になって新たに出現した新興感染症は少なくない。最近では、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)や中東・ヨーロッパで発生しているMERS(マーズ)等、危険性の高い感染症に対する監視が世界中で続けられ、国内への侵入が危惧されている。</li> <li>・また、院内感染の問題や治療が困難となる多剤耐性菌の問題も懸念されている。</li> <li>・あわせて、日常的に発生する感染症への課題について、最近では風しん患者の急増による先天性風しん症候群が問題となったが、その他、福祉施設等におけるインフルエンザ及びノロウイルス等の集団発生、小児感染症の流行等への様々な対応が求められている。</li> </ul>								
2 主な事業内容								
<p>専門医養成のための体制整備として、鳥大附属病院の感染症科に新たに1名の専門医を配置することとし、その経費について、地域医療再生基金を活用し3年間の助成を行う。</p> <p>(全体) 9,000千円(医師1名分の人件費相当) × 2.5年間 = 22,500千円 (うち平成25年度9月補正分) 4,500千円</p>								
3 現在までの取組								
<p>県では、鳥大医学部附属病院において高度な感染症診療を外来から入院まで一貫して行える体制を整備するため、平成23年度から平成24年度にかけて2床の感染症病床と感染症外来診療施設を整備するための支援を行った。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7857)

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金造成事業	693	113,974	114,667			(基金繰入金) 113,974		
トータルコスト	1,487	113,974	115,461	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	・補助金返還業務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「鳥取県ワクチン接種緊急促進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

国の平成22年度補正予算により県へ交付された「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」を元に「鳥取県ワクチン接種緊急促進基金」を創設した。当該基金事業については、平成24年度で終了しており、事業終了後に、精算した残余金を国へ返還することとなっている。ついては、その返還に必要な経費について補正を行う。

<基金事業の概要>

予防接種法上の定期接種化に向けた検討が行われていた子宮頸がん予防ワクチン(HPV)、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて、接種対象年齢層に、緊急に接種を提供し、これらの予防接種を促進するため、これらワクチン接種費事業を行う市町村へ助成する。

- 負担割合 国1/2、市町村1/2
- 事業年度 平成22年度から平成24年度
- 基金造成額 533,602千円(初回)  
239,304千円(追加)
- 合計 772,906千円

※これらのワクチンは平成25年度から定期接種化となった

2 主な事業内容

精算した残余金を国へ返還する。

$$772,906,000円 + 1,785,435円 - 660,718,000円 = \underline{113,973,435円}$$

(計算方法)

基金積立て額(国交付金+預金利息) - 基金充当額

- 国交付金：772,906,000円
- 預金利息：1,785,435円
- 基金充当額：660,718,000円

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7857)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 結核病床整備事業	0	5,145	5,145			(基金繰入金) 5,145		
トータルコスト	0	5,939	5,939	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	・補助金交付申請の審査、完成検査等				
工程表の政策目標(指標)	健康危機の脅威から県民を守るため、健康危害の早期発見、原因究明、被害の拡大防止等に一元的に対応する拠点・機能の整備を検討します。							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>結核病床を保有する鳥取大学医学部附属病院が行う病室個室化のための整備を支援することにより、結核患者発生時の円滑な患者受入を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位: 千円)								
区分		内容		補助率	予算額			
結核病室の個室化改修経費		病床稼働率の向上と患者間感染の防止を図るため、病室(2床)を仕切り、個室化するための工事を行う事業者へ助成する。 (病床数6→6)		1/2	5,145			

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7861）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)自殺対策緊急強化基金返還金	0	2,300	2,300			(基金繰入金) 2,300		
トータルコスト	0	2,300	2,300	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県自殺対策緊急強化基金」充当事業】

1 事業の概要

国の交付金をもとに設置した鳥取県自殺対策緊急強化基金のうち、復興関連予算の一部について国から返還要請があったため、返還にかかる経費について補正を行う。

2 返還の内容

当基金は、国の交付金（現在までに計3回にわたり交付。国の平成23年度補正で措置された復興関連予算を含む。）を随時積み増した上で毎年度事業費充当している。

このたび、国の方針（返還計算式）により算出した額を返還することとする。

返還予定額 2,300千円

3 基金の概要

地域における自死対策の充実を図るため「地域自殺対策緊急強化基金」を都道府県が設置。地域の実情を踏まえて事業を実施し、事業にかかる経費を基金から取崩し充当する。基金造成の財源は国の地域自殺対策緊急強化交付金。

<返還の経緯>

1 震災復興予算による基金事業の実施

(1) 平成23年度第3次補正予算（平成23年11月21日成立）

地域自殺対策緊急強化基金の積み増し分として37億円程度が全国に配分され、これにより「地域自殺対策緊急強化事業」が継続実施されることとなった。

(2) 「地域自殺対策緊急強化事業」の概要

- ① 自死者数が平成10年から連続して3万人を超える中で、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自死対策の充実を図ることを目的に平成21年度開始。  
東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、被災者の心のケア対策をはじめ、震災等を踏まえた全国の自死対策拡充実施のため基金事業の延長が決定。
- ② 事業終了については、平成25年度末の予定。

2 震災復興予算により造成された基金の返還

- (1) 平成25年7月2日の閣議後、復興庁及び財務省から「復興予算で造成された基金の用途の厳格化の徹底について（今後の対応方針）」が発表された。
- (2) 7月5日付けで内閣総理大臣より各都道府県知事に対し、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について（要請）」により、速やかに返還するよう要請があった。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7173)

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新)鳥取県地域医療再生基金造成事業	0	894,777	894,777	894,777										
トータルコスト	0	894,777	894,777	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	交付申請、基金積立事務										
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護師確保、安心・安全な医療提供体制の構築													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国の平成24年度補正予算の「地域医療再生臨時特例交付金」により、鳥取県地域医療再生基金を積み増しする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 新たな地域医療再生計画に盛り込む事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師確保(3.5億円) <ul style="list-style-type: none"> <li>…鳥取大学医学部の寄附講座の支援、臨時特例医師確保対策奨学金の拡充</li> </ul> </li> <li>○在宅医療の推進(0.7億円) <ul style="list-style-type: none"> <li>…在宅医療の連携拠点の整備、在宅医療推進のための設備整備・広報活動等への支援</li> </ul> </li> <li>○災害医療体制の整備(3.9億円) <ul style="list-style-type: none"> <li>…自家発電装置・衛星携帯電話の整備、広域搬送拠点臨時施設に必要な医療資機材等の整備</li> </ul> </li> <li>○その他(0.8億円) <ul style="list-style-type: none"> <li>…看護師養成の充実に向けた施設・設備等への支援</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 計画に対する国からの内示額</p> <p>894,777千円 = 基金積み増し額</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>平成21年度国補正予算(1次計画、50億円)、平成22年度国補正予算(2次計画、31.6億円)により鳥取県地域医療再生基金の設置・積み増しを行い、これを財源として医師・看護師確保対策、医療機関の連携体制整備、救急・災害医療体制、がん診療体制の整備等に係る各種事業を実施している。</p> <p>&lt;1次・2次計画の概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>地域医療再生計画(1次計画分)</th> <th>地域医療再生計画(2次計画分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医師・看護師の確保</td> <td>16億円  <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部への寄附講座開設</li> <li>・医師確保対策奨学金(定員増等)</li> <li>・医療クランク採用への支援</li> <li>・看護師養成所定員増への支援 等</li> </ul> </td> <td>1億円  <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部定員増(2人)のための奨学金</li> <li>・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究</li> <li>・看護師確保対策奨学金</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>									項目	地域医療再生計画(1次計画分)	地域医療再生計画(2次計画分)	1 医師・看護師の確保	16億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部への寄附講座開設</li> <li>・医師確保対策奨学金(定員増等)</li> <li>・医療クランク採用への支援</li> <li>・看護師養成所定員増への支援 等</li> </ul>	1億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部定員増(2人)のための奨学金</li> <li>・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究</li> <li>・看護師確保対策奨学金</li> </ul>
項目	地域医療再生計画(1次計画分)	地域医療再生計画(2次計画分)												
1 医師・看護師の確保	16億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部への寄附講座開設</li> <li>・医師確保対策奨学金(定員増等)</li> <li>・医療クランク採用への支援</li> <li>・看護師養成所定員増への支援 等</li> </ul>	1億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取大学医学部定員増(2人)のための奨学金</li> <li>・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究</li> <li>・看護師確保対策奨学金</li> </ul>												



2 医療連携体制の充実	<p style="text-align: center;">18億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携クリティカルパスの作成</li> <li>・4疾病6事業の研修への支援</li> <li>・ITを活用した地域連携システム構築への支援</li> <li>・県民への適正受診の啓発 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">7.6億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部医療圏の病院の役割分担に伴う施設整備</li> <li>・急性期病院からの移行患者の受け入れ促進に伴う整備（回復期・慢性期の病院、重症心身障害児施設 等）</li> <li>・へき地医療の充実 等</li> </ul>
3 救急医療・災害医療体制の充実	<p style="text-align: center;">16億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプターを活用した体制整備</li> <li>・鳥大救命救急センター整備への支援</li> <li>・地域で連携役割分担した医療機器等の整備</li> <li>・地域で役割分担した医療機器等の整備</li> <li>・感染症センター整備への支援</li> <li>・腎センター整備への支援 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">17億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センターの強化</li> <li>・ドクターカーの整備</li> <li>・周産期母子医療センターの充実</li> <li>・米子市内への感染症病床等の整備</li> <li>・災害医療体制の充実（自家発電等の充実、DMAT車両、情報伝達手段 等）</li> <li>・腎センターの整備 等</li> </ul>
4 がん対策の充実	<p style="text-align: center;">（2又は3に含まれる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携クリティカルパスの作成（がん）</li> <li>・4疾病6事業の研修への支援（がん）</li> <li>・地域で連携役割分担した医療機器等の整備（緩和ケア病棟、ライナック 等） 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">6億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療機器の整備（放射線治療装置 等）</li> <li>・がん検診機器等の整備</li> <li>・白血病治療の骨髄移植に必要な無菌室整備</li> <li>・県内のがん患者の実態把握（がん登録体制の充実） 等</li> </ul>
計	<p style="text-align: center;">50億円</p>	<p style="text-align: center;">31.6億円</p>

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線：7228)

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療再生基金事業	2,913,791	622,813	3,536,604			(基金繰入金) 622,813		
トータルコスト	2,971,753	622,813	3,594,566	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	7.3人	0.0人	7.3人	交付申請、交付決定に係る事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の平成24年度補正予算の「地域医療再生臨時特例交付金」により積み増しする「鳥取県地域医療再生基金」を活用して平成25年8月に策定した新たな「地域医療再生計画」(3次計画)に基づく事業を実施するとともに、既存の1次・2次計画分の基金を活用し、地域医療体制充実に向けた新たな事業等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 新たな地域医療再生基金(3次)を活用して実施する事業

(単位：千円)

項目	事業内容	補正額
在宅医療の推進	・在宅医療の連携拠点の整備 ・在宅医療推進のための整備整備、広報活動等への支援	44,132
災害時の医療体制の確保	・ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備事業 ・災害時の情報伝達手段の充実事業	196,981
看護師養成の充実	・看護教育教材整備への支援 ・看護教育実習施設の環境改善	83,889
合計		325,002

※3次の地域医療再生基金の積み増し額は8.9億円であるが、当該積み増し額には、医師確保の奨学金など、平成26年度以降に執行予定の事業費が含まれている。(地域医療再生基金の活用は、原則平成25年度末までだが、国の承認を得られた事業は、最大平成27年度まで継続可能。)

(2) 1次・2次の基金を活用した新たな事業

(単位：千円)

項目	事業内容	補正額
1次	看護師不足への対応	6,568
計画	地域の医療連携体制の構築	82,852
	救急医療・災害医療の体制強化の施設・設備整備	75,798
関係	小計	165,218

(単位：千円)

項目	事業内容	補正額	
2 次 計 画 関 係	後方病床等の支援体制の強化	・リハビリテーション機器の導入 など	24,262
	救急医療・災害医療体制の充実	・災害時のための自家発電装置等の整備 ・災害医療等のための歯科健診車の導入 など	63,419
	在宅医療の充実	・在宅医療の連携拠点の整備及び在宅医療推進のための整備	13,604
	結核対策	・結核患者に透析治療を行うための透析室の改修工事	16,927
	がん対策	・デジタルX線テレビシステムに係る機器の導入など	14,381
	小 計	132,593	
	合 計	297,811	

### 3 これまでの取組状況

- 既存の再生計画における事業は、概ね計画どおりに実施。
- 医師・看護師の確保、在宅医療の推進などの重要課題に対する取組を中心とした、県内の医療提供体制の更なる充実が必要。

鳥取県地域医療再生基金事業（今回補正関係）は次のとおりです。

（1次計画分）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 庫 支 出 金	その他	
（新）看護職員の募集への支援事業	0	1,071	1,071	0	1,071	看護師募集広告を東京都・大阪府にて行う。
（新）新人看護職員研修支援事業	0	214	214	0	214	新人看護職員の職場研修に要する経費に対し補助する。
（新）病院内保育所施設整備費補助事業	0	5,283	5,283	0	5,283	医療従事者の環境改善のため、病院内保育所の施設整備に対し補助する。
（新）テレビ会議システム体制整備事業	0	8,153	8,153	0	8,153	歯科医師会のテレビ会議システムの構築に要する経費に対し補助する。
（新）医師の研修設備等充実支援事業	0	17,407	17,407	0	17,407	医師が研修を受ける際の設備充実に要する経費に対し補助する。
救急医療・災害医療の体制強化の施設・設備整備事業	47,339	52,258	99,597	0	52,258	救急医療体制の強化及び災害時の医療提供体制の確保に必要な設備整備に対し補助する。
（新）CCU（心臓病専用病室）施設・設備整備事業	0	23,540	23,540	0	23,540	心臓病専用病室（CCU）の整備に必要な施設改修・設備整備に対し補助する。
医療機関への電子カルテ導入促進事業	397,387	57,292	454,679	0	57,292	医師、看護師等の医療従事者の負担軽減を図るため、各病院が実施する電子カルテシステムの新規整備又は更新整備に対し補助する。
その他1次計画に係る事業	1,095,536		1,095,536			※ 左の額は、長寿社会課（5,399）、総合療育センター（13,725）実施事業分を除く。
1次計画合計	1,540,262	165,218	1,705,480	0	165,218	

（2次計画分）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 庫 支 出 金	その他	
後方病床等の支援体制の強化事業	40,803	14,262	55,065	0	14,262	急性期病院と連携を図る医療機関が行う、患者の受け入れ体制の強化や受け入れ患者数の増加等のための医療機器等の整備に要する経費に対し補助する。
訪問歯科診療体制整備事業	385	6,481	6,866	0	6,481	訪問歯科診療に必要なポータブルユニット等を整備する経費に対し補助する。

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 庫 支 出 金	その他	
(新) 在宅医療連携拠点事業	0	5,248	5,248	0	5,248	介護支援専門員の資格を持つ看護師又は医療ソーシャルワーカーを配置して、在宅医療の拠点を整備する経費に対し補助する。
(新) 在宅医療推進事業	0	1,875	1,875	0	1,875	訪問看護ステーションが在宅医療に携わるための設備整備及び住民等を対象とした在宅医療に関連した広報活動に要する経費等に対し補助する。
(新) 中部救急医療体制強化事業	0	105	105	0	105	中部休日急患診療所の活用促進のための広告、看板設置等に要する経費に対し補助する。
(新) 病児・病後児保育遠隔監視診断システム構築事業	0	10,000	10,000	0	10,000	遠隔診断により、病児・病後児保育施設と医療機関の間で連携体制を構築するためのモデル事業に対し補助する。
(新) 精神科救急施設整備事業	0	15,045	15,045	0	15,045	精神科保護室の改修工事に対し補助する。
(新) 感染症医療提供体制強化事業	(0)	(4,500)	(4,500)	(0)	(4,500)	<健康政策課事業> 高次感染症センター外来・病床で診療を行う感染症科に新たに専門医を配置するのに要する経費に対し補助する。
災害時に強い医療機関整備事業	34,245	19,709	53,954	0	19,709	災害時に医療を提供するための自家発電装置や耐震用貯水槽等の機能拡充に要する経費に対し補助する。
(新) 災害用歯科診療車体制整備事業	0	28,560	28,560	0	28,560	災害医療及び事業所又は地域の歯科健診で使用される歯科健診車の整備費に対し補助する。
(新) 結核患者透析治療環境改善施設・設備整備事業	0	16,927	16,927	0	16,927	透析室で結核患者の透析治療が行えるようにするための施設改修に対し補助する。
がん検診充実事業	95,575	13,165	108,740	0	13,165	がん検診に必要なデジタルX線テレビシステム等の設備整備に要する経費に対し補助する。
(新) がん患者口腔ケア体制整備事業	0	1,216	1,216	0	1,216	がん患者の口腔ケアに必要な歯科用ユニット等の整備に要する経費に対し補助する。
(新) 結核病床整備事業	(0)	(5,145)	(5,145)	(0)	(5,145)	<健康政策課事業> 結核病床の稼働率向上、居室環境の向上による治療効果の向上を図るため、結核病床の整備に対し補助する。
その他2次計画に係る事業	1,202,521		1,202,521			※ 左の額は、医療政策課・保健師等指導管理費(12,303)、健康政策課(15,701)実施事業分を除く。
2次計画合計	1,373,529	132,593	1,506,122	0	132,593	

※ 合計欄は ( ) の額を除いた額。

(3次計画分)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 庫 支 出 金	その他	
(新) 看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業	0	83,889	83,889	0	83,889	看護職員養成施設等の教育環境の整備及び看護教育実習生の実習環境の改善に対して補助する。
(新) 在宅医療連携拠点事業	0	20,510	20,510	0	20,510	介護支援専門員の資格を持つ看護師又は医療ソーシャルワーカーを配置して、在宅医療の拠点を整備する経費に対し補助する。
(新) 在宅医療推進事業	0	21,622	21,622	0	21,622	訪問看護ステーションが在宅医療に携わるための設備整備及び住民等を対象とした在宅医療に関連した広報活動に要する経費等に対し補助する。
(新) 在宅医療連携体制先進事例伝達研修等開催事業	0	2,000	2,000	0	2,000	県内の在宅医療関係者に対し、在宅医療に関する講演、在宅医療の先進事例の紹介(伝達)等を行う研修会を開催する。
災害時に強い医療機関整備事業	0	187,033	187,033	0	187,033	災害時に医療を提供するための自家発電装置や耐震用貯水槽等の機能拡充に要する経費に対し補助する。
(新) 医療救護対策支部必要機材整備事業	0	7,433	7,433	0	7,433	東部福祉保健事務所及び各福祉保健局が医療救護対策を行うのに必要な物品の整備を行う。
災害時の情報伝達手段充実事業	20,315	2,515	22,830	0	2,515	災害で通信基地等が被災した場合も通信可能な衛星携帯電話の整備に対し補助する。
3次計画合計	20,315	325,002	345,317	0	325,002	

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護職員の募集への支援事業	(0)	(1,071)	(1,071)			(基金繰入金) (1,071)		
トータルコスト	(0)	(1,071)	(1,071)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値: 5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内における看護職員確保対策のみでは、慢性的な看護職員不足の状況を打破することが困難である。そこで、人口の多い大都市圏において、鳥取県での働きやすさをアピールした看護職員募集広告を展開することにより、慢性的な看護職員不足の解消を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>看護職員を対象とした募集広告を東京都及び大阪府で行う経費について補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取大学医学部附属病院</p> <p>(2) 補正額 1,071千円(財源: 基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								
(新) 新人看護職員研修支援事業	(0)	(214)	(214)			(基金繰入金) (214)		
トータルコスト	(0)	(214)	(214)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値: 5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>病院等が行う基本的な臨床実践能力を獲得するための新人看護職員研修に対して経費を助成し、離職防止、医療安全、看護の質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>新人看護職員の職場研修を実施する病院に対して、研修に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 実施主体 養和病院</p> <p>(2) 補正額 214千円(財源: 基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）病院内保育所 施設整備費補助事業	(0)	(5,283)	(5,283)			(基金繰入金) (5,283)		
トータルコスト	(0)	(5,283)	(5,283)	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>病院内保育所の整備を支援することにより、子どもを持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続し、または再就業を促進するための環境整備を行う。</p>							
2 主な事業内容	<p>病院内保育所の新築・増築・改修に要する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 県立中央病院  (2) 補正額 5,283千円（財源：基金）  (3) 補助率 1/2  (4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>							
（新）テレビ会議シ ステム体制整備事業	(0)	(8,153)	(8,153)			(基金繰入金) (8,153)		
トータルコスト	(0)	(8,153)	(8,153)	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標（指標）	医師及び看護師確保、安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>災害発生時において各地区歯科医師会同士との緊密な連携を図り、救護活動に迅速に対応するほか、医療従事者の研修・会議などに利用し、医療従事者の知識技能の向上を図るためのテレビ会議システムの体制を整備することにより、より良い歯科診療、歯科保健体制を整備する。</p>							
2 主な事業内容	<p>鳥取県歯科医師会館（本部（2箇所））及び各地区歯科医師会館（東部、中部、西部）の4拠点（5箇所）にテレビ会議システムを設置するのに要する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取県歯科医師会  (2) 補正額 8,153千円（財源：基金）  (3) 補助率 10/10</p>							



事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 医師の研修設備等充実支援事業	(0)	(17,407)	(17,407)			(基金繰入金) (17,407)		
トータルコスト	(0)	(17,407)	(17,407)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在改築を進めている東部医師会館の講堂は、多職種の連携を進めるための規模の拡充(60名程度→130名程度)を図っており、当該整備を支援することにより、今後の東部保健医療圏域内の医療連携の推進の一助とする。</p> <p>また、東部保健医療圏域の胃の内視鏡検診については、1市4町で毎年18,000件以上実施しており、今後も増加が見込まれているが、現在その読影は各読影委員(東部医師会員)が個別に行っている状態であり、精度管理上問題があることから、デジタル読影装置の導入を支援し、会館内で集団読影を行うことで検診精度を向上させ、併せて今後の読影件数の増加にも対応する体制を整える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>東部医師会館の講堂の研修設備(音響設備等)の整備及び胃の検診のデジタル読影装置の整備に係る経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取県東部医師会  (2) 補正額 17,407千円(財源:基金)  (3) 補助率 10/10</p>								
救急医療・災害医療の体制強化の施設・設備整備事業	(47,339)	(52,258)	(99,597)			(基金繰入金) (52,258)		
トータルコスト	(48,928)	(52,258)	(101,186)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>二次救急医療機関の救急医療体制の強化及び災害時の医療提供体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医療機関が行う救急用医療機器の整備に要する経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 救急用医療機器の整備を行う病院(清水病院ほか10病院)  (2) 補正額 52,258千円(財源:基金)  (3) 補助率 2/3  (4) 負担割合 県2/3、実施主体1/3</p>								

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)CCU(心臓病専用病室)施設・設備整備事業	(0)	(23,540)	(23,540)			(基金繰入金) (23,540)		
トータルコスト	(0)	(23,540)	(23,540)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>鳥取大学医学部附属病院における急性心筋梗塞等の急性循環器疾患の患者は、まず救命救急センターで受け入れ、ICU(集中治療室)・HCU(高度治療室)・一般病床へと段階に応じて移されているが、急性心筋梗塞等の急性循環器疾患の患者をCCUで受け入れるようにすることで、急性心筋梗塞等の患者を救急医と連携して循環器専門医が一次から三次救急医療まで包括した診療を行い、早期に循環器専門医が診療に関わることができるようにする。</p>							
2 事業内容	<p>現在のICU(8床)のうち4床を心臓病専用病室として運用できるようにするための施設・設備の整備に要する経費に対し補助する。</p> <p>(1)実施主体 鳥取大学医学部附属病院</p> <p>(2)補正額 23,540千円(財源:基金)</p> <p>(3)補助率等</p>							
	(単位:千円)							
	区分	基準額	補助率	補正額				
	施設整備(改修工事)	10,728	県0.33	3,540				
	設備整備(医療機器等の購入)	60,000	県1/3	20,000				
	合計			23,540				

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
医療機関への電子カルテ導入促進事業	(397,387)	(57,292)	(454,679)			(57,292)		
トータルコスト	(398,182)	(57,292)	(455,474)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>電子カルテシステムの新規整備または更新により、ITによる地域医療連携の実現に向けた基盤整備を行うとともに、医師・看護師等の医療従事者の負担軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>電子カルテシステムの新規整備又は更新整備を行う医療機関に対して、事業に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 実施主体 電子カルテシステムの新規整備又は更新整備を行う医療機関</p> <p>(2) 補正額 57,292千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p> <p>(5) 補助基準額等</p>								
区分		基準額		整備予定医療機関				
新規整備		1床当たり450千円		・医療法人十字会野島病院 ・池田外科医院				
更新整備		1床当たり225千円		・医療法人真誠会				

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後方病床等の支援体制の強化事業	(40,803)	(14,262)	(55,065)			(基金繰入金) (14,262)		
トータルコスト	(41,597)	(14,262)	(55,859)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>急性期病院と連携を図る医療機関において、これまで困難であった患者の受け入れが可能となる体制や受け入れ患者数を増加させる体制を整備することにより、急性期病院の満床傾向を緩和し患者の受け入れ困難な事例の解消を図るとともに、医療機器の導入による医療従事者の負担軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>急性期病院と連携を図る医療機関が行う、患者の受け入れ体制の強化や受け入れ患者数の増加等のための医療機器等の整備に要する経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 尾崎病院、博愛病院、養和病院、伯耆中央病院</p> <p>(2) 補正額 14,262千円(財源：基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								
訪問歯科診療体制整備事業	(385)	(6,481)	(6,866)			(基金繰入金) (6,481)		
トータルコスト	(385)	(6,481)	(6,866)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>要介護高齢者の歯科的問題を解決して生きる力や生活の質の向上に寄与し、より良い在宅訪問歯科診療の環境を構築するための体制を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各地区(東部、中部、西部)歯科医師会の歯科保健センターに在宅歯科連携室を設置し、各地区歯科医師会館にポータブルユニット、ポータブルレントゲンをそれぞれ1台ずつ整備する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取県歯科医師会</p> <p>(2) 補正額 6,481千円(財源：基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 在宅医療連携拠点事業	(0)	(25,758)	(25,758)			(基金繰入金) (25,758)		
トータルコスト	(0)	(25,758)	(25,758)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護(福祉)の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>在宅医療を提供する機関等を拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制構築に係る経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 米子医療センター、真誠会、こうほうえん、鳥取大学医学部附属病院、博愛病院</p> <p>(2) 補正額 25,758千円(財源:基金) (2次計画:5,248千円、3次計画:20,510千円)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>								
(新) 在宅医療推進事業	(0)	(23,497)	(23,497)			(基金繰入金) (23,497)		
トータルコスト	(0)	(23,497)	(23,497)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅医療に必要な設備整備等への支援により、地域における在宅医療の一層の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>訪問看護ステーションが在宅医療に携わるための設備整備への補助、住民等を対象とした在宅医療に関連した広報活動に要する経費等に補助する。</p> <p>(1) 実施主体 尾崎病院、岩美病院、米子医療センター、博愛病院、日野病院、医療法人社団もりもと、医療法人厚生会、鳥取県東部医師会、米子市、医療法人養和会(仁風荘)、鳥取県看護協会</p> <p>(2) 補正額 23,497千円(財源:基金) (2次計画:1,875千円、3次計画:21,622千円)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>								

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 中部救急医療体制強化事業	(0)	(105)	(105)			(基金繰入金) (105)		
トータルコスト	(0)	(105)	(105)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県中部圏域の休日夜間の受診が可能な初期救急医療機関の受入体制を整備し、地域住民へ広く周知することにより、地域住民の休日受診の安心確保を図り、中部圏域の救急医療体制の確保につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部休日急患診療所の広告、標榜診療科目の明示及び所在地の周知を図る看板の設置に係る経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取県中部医師会</p> <p>(2) 補正額 105千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								
(新) 病児・病後児保育遠隔監視診断システム構築事業	(0)	(10,000)	(10,000)			(基金繰入金) (10,000)		
トータルコスト	(0)	(10,000)	(10,000)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>病児・病後児保育(の施設数)は全国的にも需要を満たしておらず、その原因としては、病児を扱うために運営が難しいことなどが挙げられる。また、医療機関併設型では、通常の診療もあり、医師の負担と責任が大きく、施設が増えていく妨げにもなっている。</p> <p>このため、一定地域内の病児・病後児保育施設と医療機関の間での遠隔診断による連携体制のモデルケースを整備し、医療機関併設型ではない施設でもより安心・安全な病児・病後児保育を推進できるようにすること及び医師の負担軽減を図られることを検証する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>病児・病後児の遠隔診断を行うための所要の経費(ネットワークカメラ、タブレットパソコン、携帯型心電計、50g表示精密体重計など)に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 病児・病後児保育遠隔診断システム構築連絡会 (事務局:病児看護施設ベアーズデイサービス(谷本こどもクリニック))</p> <p>(2) 補正額 10,000千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>								

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
(新) 精神科救急施設 整備事業	0	(15,045)	(15,045)			(15,045)		
トータルコスト	0	(15,045)	(15,045)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	精神科保護室の環境を改善することにより、個々の患者に応じた治療を提供して早期退院の推進を図ることを可能とし、精神科救急の充実につなげる。							
2 事業内容	精神科保護室の改修(空調・格子窓等の改修)に要する経費に対し補助する。							
(1) 実施主体	養和病院							
(2) 補正額	15,045千円(財源:基金)							
(3) 補助率	1/3							
(4) 負担割合	県1/3、実施主体2/3							
災害時に強い医療機関 整備事業	(154,114)	(206,742)	(360,856)			(基金繰入金) (206,742)		
トータルコスト	(154,908)	(206,742)	(361,650)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	平成23年1月大雪で長時間停電したことにより人工透析患者、人工呼吸器を装着した患者等に影響が出る恐れがあり、また、同年3月の東日本大震災においては、水道を含めライフラインが寸断し、患者に影響が及ぶとともに、被災者の医療提供に支障を来したことから、このような事態に対応できる体制を整備し、災害時に強い医療提供体制を構築する。							
2 主な事業内容	災害時に人工透析や人工呼吸器装着者等に医療を提供するための自家発電装置、耐震用貯水槽等の機能拡充に要する経費に対し、補助する。							
(1) 実施主体	病院:鳥取市立病院他13機関 診療所:さとに田園クリニック他38機関							
(2) 補正額	206,742千円(財源:基金) (2次計画:19,709千円、3次計画:187,033千円)							
(3) 補助率	1/2							
(4) 負担割合	県1/2、実施主体1/2							

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)災害用歯科診療車体制整備事業	(0)	(28,560)	(28,560)			(基金繰入金) (28,560)		
トータルコスト	(0)	(28,560)	(28,560)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>歯科診療車を整備して、災害発生時における被災地での歯科保健医療活動に備えるとともに、平常時における事業所又は地域の歯科健診の充実を図る。</p>							
2 主な事業内容	<p>災害医療及び事業所又は地域の歯科健診のための歯科診療車を整備する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取県歯科医師会</p> <p>(2) 補正額 28,560千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>							
(新)結核患者透析治療環境改善施設・設備整備事業	(0)	(16,927)	(16,927)			(基金繰入金) (16,927)		
トータルコスト	(0)	(16,927)	(16,927)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>結核患者が透析室で透析を行う環境を整備する。</p>							
2 主な事業内容	<p>陰圧管理可能な透析用の個室の整備等に対する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取大学医学部附属病院</p> <p>(2) 補正額 16,927千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>							



事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
がん検診充実事業	(95,575)	(13,165)	(108,740)			(13,165)		
トータルコスト	(96,369)	(13,165)	(109,534)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>がん対策では早期発見・早期治療が有効であるが、乳がんについては、一次検診に必要な機器の不足も検診率が低くなっている一因となっており、一次検診に必要な機器を整備することにより、乳がん検診を受けやすい体制を整備するとともに、がん検診のための施設及び設備を整備する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>マンモグラフィー(乳房エックス線撮影装置)の整備に要する経費及びがん検診のための施設設備整備に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 西伯病院                  (2) 補正額 13,165千円(財源:基金)                  (3) 補助率 1/2                  (4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								
(新)がん患者口腔ケア体制整備事業	(0)	(1,216)	(1,216)			(1,216)		
トータルコスト	(0)	(1,216)	(1,216)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>がん化学療法、手術、放射線治療に際して、口腔ケアを行うことにより、有害事象の軽減や生活の質の向上に有用であることが示されていることから、医療機関においてがん患者に口腔ケアを行える体制を整備することにより、より良いがん治療の環境を構築するための体制を整備する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>口腔ケアに必要な歯科用ユニット等の整備に要する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取大学医学部付属病院                  (2) 補正額 1,216千円(財源:基金)                  (3) 補助率 1/2                  (4) 負担割合 県1/2、実施主体1/2</p>								

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業	(0)	(83,889)	(83,889)			(基金繰入金) (83,889)		
トータルコスト	(0)	(83,889)	(83,889)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護師養成施設等の教育環境の整備、看護教育実習生の実習環境の改善等により、看護師の県内養成者数の増加を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>看護師養成施設の教育環境の整備、これまで以上に看護教育実習生を受け入れる意欲のある施設の実習環境の改善など、看護師養成の充実に向けた施設設備整備等を行う事業主体に対して支援を行う。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取大学、鳥取医療センター、米子医療センター、米子医療センター附属看護学校、鳥取赤十字病院、渡辺病院、倉吉病院、博愛病院、養和病院、倉吉看護高等専修学校、錦海リハビリテーション病院、鳥取県看護協会、鳥取県</p> <p>(2) 補正額 83,889千円(財源:基金)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>								
(新) 在宅医療連携体制先進事例伝達研修等開催事業	(0)	(2,000)	(2,000)			(基金繰入金) (2,000)		
トータルコスト	(0)	(2,000)	(2,000)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	研修会等の開催				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅医療においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築することが重要である。</p> <p>国が、都道府県リーダーに対して、在宅医療を担う多職種がチームとして協働するための講習(都道府県リーダー研修)を行っているのに対し、都道府県(のリーダー)も、地域リーダーに対して、各地域の実情やニーズにあった研修プログラムの策定を念頭に置いた講習(地域リーダー研修)を行うことが求められている。</p> <p>このため、県内の在宅医療関係者に対し、先進事例等を紹介(伝達)する研修会を開催し、県全体の在宅医療の推進に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内の在宅医療関係者に対し、在宅医療に関する講演、平成24年度に在宅医療連携拠点事業に取り組んだ団体の取組事例の紹介(伝達)等を行う研修会を開催する。</p>								

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
（新）医療救護対策支部必要機材整備事業	(0)	(7,433)	(7,433)			(基金繰入金) (7,433)										
トータルコスト	(0)	(7,433)	(7,433)	（補正に係る主な業務内容）												
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	機材の調達等												
工程表の政策目標（指標）	安心・安全な医療提供体制の構築															
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県災害医療活動指針に基づき、地震等の災害発生直後の超急性期には総力を挙げて対処し、迅速な状況判断による明確な指示を出すため、福祉保健局（東部は東部福祉保健事務所）内に医療救護対策支部が設置されることとなっており、同支部が円滑に業務を遂行できるよう、必要な設備を整備する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>東部福祉保健事務所及び各福祉保健局の医療救護対策支部の設置に必要な機材を整備する。</p> <p>(1) 整備する主な機材 モバイルパソコン、トランシーバー、衛星携帯電話、複合機、テレビ、電子黒板 など</p> <p>(2) 補正額 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>東部</td> <td>中部</td> <td>西部</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,800</td> <td>2,344</td> <td>3,289</td> <td>7,433</td> </tr> </table>									東部	中部	西部	合計	1,800	2,344	3,289	7,433
東部	中部	西部	合計													
1,800	2,344	3,289	7,433													
災害時の情報伝達手段 充実事業	(20,315)	(2,515)	(22,830)			(基金繰入金) (2,515)										
トータルコスト	(21,109)	(2,515)	(23,624)	（補正に係る主な業務内容）												
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務												
工程表の政策目標（指標）	安心・安全な医療提供体制の構築															
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>災害発生時は地上系の電話の使用が困難となることが予想されることから、大震災で通信基地局が被災した場合でも通信が可能な衛星携帯電話を医療機関に整備し、迅速な情報収集・発信等の連絡手段を確保することにより、災害医療体制の充実強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医療機関等への衛星携帯電話の整備に要する経費に対し補助する。</p> <p>(1) 実施主体 鳥取産院、岩美病院、鳥取大学医学部附属病院、日南病院、みやもと産婦人科医院、吉野・三宅ステーションクリニック、上福原内科クリニック、透析施設オアシス（医療法人真誠会）、新開山本クリニック</p> <p>(2) 補正額 2,515千円（財源：基金）</p> <p>(3) 補助率 10/10</p>																

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等設備整備費)	27,305	46,389	73,694	23,194			23,195	
トータルコスト	28,099	46,389	74,488	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	交付申請、基金積立事務				
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護師確保、安心・安全な医療提供体制の構築							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

病院群輪番制病院は、入院を要する救急医療を担う医療機関として救急医療体制の中で重要な役割を果たしており、県内の救急傷病者の医療の確保のため、休日や夜間に治療を必要とする重症救急患者に対し高度で適切な医療の提供を行う必要がある。

## 2 主な事業内容

## ○病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療を確保するために、円滑な事業運営が図られるよう、市町村等が医療機関へ医療機器等設備整備に係る費用を補助する事業に対して補助を行う。(負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

(単位：千円)

施設名	補助対象経費 (基準額)	補助金額 (基準額×2/3)	整備予定機器
鳥取赤十字病院	21,757 (21,000)	14,000	麻酔器、患者監視装置、ICUベッド、人工呼吸器
鳥取生協病院	36,540 (21,000)	14,000	脳神経外科用高機能ナビゲーションシステム
博愛病院	21,268 (21,000)	14,000	人工呼吸器、電気メス、エコー、大腸ビデオスコープ、カウンターショック
高島病院	6,584 (6,584)	4,389	多項目自動血球分析装置、全自動血液凝固測定装置
合計	86,149	46,389	

## 3目 保健師等指導管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
実習指導者養成講習会開催事業	4,547	4,547	9,094				4,547	
トータルコスト	5,341	5,341	10,682	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	講習内容調整、委託契約事務、修了証書交付事務				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>病院等における看護実習指導者の育成を目的とした「実習指導者養成講習会」の開催を公益社団法人鳥取県看護協会へ委託するための経費である。</p> <p>本講習会は、例年本県と島根県が交互に隔年開催していたが、一定のニーズがあり、また、実習指導者の養成を拡充する必要があることから、平成25年度は島根県に加え、本県でも開催することとした。</p> <p>しかし、受講希望のニーズが増加傾向にあるため、また、逼迫した病院等の看護人員体制の下でも受講しやすいようにするため、第2回を追加開催するものである。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○講習目的 実習指導を担当する者等に対し、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解させ、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を習得させ、看護実習の強化を図り、もって看護職員及び看護学生の資質向上を図る。</p> <p>○講習期間 8週間(240時間) ※平成26年1～3月を予定</p> <p>○受講人数 35人程度</p>								

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	497,437	573	498,010	1,894		1,894			
2	給料	2,887,560		2,887,560						
3	職員手当等	4,351,497		4,351,497						
4	共済費	1,126,780	84	1,126,864	244		244			
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	28,690		28,690						
7	賃金	33,195		33,195						
8	報償費	208,602	62,621	271,223	484		484			
9	旅費	227,238	220	227,458	677		677			
	費用弁償	18,018	4	18,022	86		86			
	普通旅費	160,442		160,442	208		208			
	特別旅費	48,778	216	48,994	383		383			
10	交際費	3,750		3,750						
11	需用費	603,843	△ 237	603,606	257		257			
12	役務費	546,355	660	547,015	60		60			
13	委託料	3,435,834	29,106	3,464,940	675		675			
14	使用料及び賃借料	583,393	180	583,573						
15	工事請負費	608,683	526,950	1,135,633						
16	原材料費									
17	公有財産購入費		2,190,251	2,190,251						
18	備品購入費	316,510	210,000	526,510						
19	負担金、補助及び交付金	7,787,833	52,471	7,840,304	924,154	48	924,202	912,875	48	912,923
20	扶助費									
21	貸付金	150,000	10,000	160,000						
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	189,300		189,300	148,000		148,000	148,000		148,000
24	投資及び出資金	3,000		3,000						
25	積立金	225,428		225,428						
26	寄附金									
27	公課費	297		297						
28	繰出金									
	予備費									
	計	23,817,725	3,082,879	26,900,604	1,076,445	48	1,076,493	1,060,875	48	1,060,923
財源内訳	国庫支出金	2,167,994	1,131	2,169,125	163,938		163,938	163,938		163,938
	地方債	323,000	2,928,000	3,251,000						
	その他	1,475,799	1,476	1,477,275	20,861		20,861	20,854		20,854
	一般財源	19,850,932	152,272	20,003,204	891,646	48	891,694	876,083	48	876,131

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節 款項目	2款 総務費			3款 民生費					
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後
	8目 私立学校振興費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬				373,990	764	374,754	357,969	764	358,733
2 給料				1,553,382		1,553,382	1,494,486		1,494,486
3 職員手当等				874,563		874,563	844,883		844,883
4 共済費				602,382		602,382	578,506		578,506
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金				1,371		1,371	1,371		1,371
8 報償費				75,210	52	75,262	63,697	52	63,749
9 旅費				67,678	619	68,297	59,085	619	59,704
費用弁償				8,501	208	8,709	7,904	208	8,112
普通旅費				35,681		35,681	32,330		32,330
特別旅費				23,496	411	23,907	18,851	411	19,262
10 交際費									
11 需用費				195,265	354	195,619	186,211	354	186,565
12 役務費				94,876	5,585	100,461	85,971	5,585	91,556
13 委託料				2,711,158	36,400	2,747,558	2,615,125	36,400	2,651,525
14 使用料及び賃借料				74,655	116	74,771	70,385	116	70,501
15 工事請負費				342,802	11,563	354,365	342,802	11,563	354,365
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				32,330	3,990	36,320	32,310	3,990	36,300
19 負担金、補助及び交付金	912,875	48	912,923	33,795,405	116,700	33,912,105	33,423,342	114,651	33,537,993
20 扶助費				1,743,999		1,743,999	1,743,999		1,743,999
21 貸付金				38,278	2,640	40,918	38,078	2,640	40,718
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				317,677		317,677	317,517		317,517
26 寄附金				1,250		1,250	1,250		1,250
27 公課費				76		76	76		76
28 繰出金				2,192		2,192	2,192		2,192
予備費									
計	912,875	48	912,923	42,898,539	178,783	43,077,322	42,259,255	176,734	42,435,989
財源内訳	国庫支出金	163,938	163,938	3,172,596	△ 16,030	3,156,566	2,937,431	△ 16,030	2,921,401
	地方債			315,000		315,000	315,000		315,000
	その他	20,854	20,854	4,462,310	120,518	4,582,828	4,402,541	120,518	4,523,059
	一般財源	728,083	48	728,131	34,948,633	74,295	35,022,928	34,604,283	72,246

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
					1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	157,413	159	157,572	107,617	107,617	10,911	159	11,070	
2	給料	364,419		364,419	364,419	364,419				
3	職員手当等	184,094		184,094	184,094	184,094				
4	共済費	142,931		142,931	135,845	135,845	1,765		1,765	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	941		941			941		941	
8	報償費	22,581	24	22,605	3,138	3,138	7,333		7,333	
9	旅費	33,844	69	33,913	6,941	6,941	9,080		9,080	
	費用弁償	3,879		3,879	1,184	1,184	397		397	
	普通旅費	15,250		15,250	4,901	4,901	2,625		2,625	
	特別旅費	14,715	69	14,784	856	856	6,058		6,058	
10	交際費									
11	需用費	39,768	354	40,122	18,967	18,967	3,746		3,746	
12	役務費	24,042	5,585	29,627	6,784	6,784	5,468		5,468	
13	委託料	497,800	12,393	510,193	107,863	107,863	93,934		93,934	
14	使用料及び賃借料	28,762	116	28,878	8,506	8,506	5,295		5,295	
15	工事請負費	32,257	11,563	43,820	32,257	32,257				
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,599	3,990	6,589	215	215	50		50	
19	負担金、補助及び交付金	27,984,914	89,425	28,074,339	588,847	20,534	609,381	16,672,618	25,650	
20	扶助費	1,044,276		1,044,276						
21	貸付金	32,078		32,078	32,078	32,078				
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	314,917		314,917	6,243	6,243	287,437		287,437	
26	寄附金	50		50						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	30,907,686	123,678	31,031,364	1,603,814	20,534	1,624,348	17,098,578	25,809	
財源内訳	国庫支出金	1,225,918	△ 46,677	1,179,241	103,766	103,766	139,849	2,222	142,071	
	地方債	315,000		315,000						
	その他	2,368,773	120,485	2,489,258	83,099	1,624	84,723	2,144,978	22,475	
	一般財源	26,997,995	49,870	27,047,865	1,416,949	18,910	1,435,859	14,813,751	1,112	



平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		5目 婦人福祉費			10目 老人福祉施設費			12目 障がい者自立支援事業費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報 酬	9,730		9,730			17,258		17,258	
2	給 料									
3	職 員 手 当 等									
4	共 済 費	1,511		1,511			2,469		2,469	
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金									
8	報 償 費	4,895		4,895			5,597	24	5,621	
9	旅 費	2,760		2,760			11,318	69	11,387	
	費用弁償	635		635			961		961	
	普通旅費	948		948			4,681		4,681	
	特別旅費	1,177		1,177			5,676	69	5,745	
10	交 際 費									
11	需 用 費	1,650		1,650			12,056	354	12,410	
12	役 務 費	1,712		1,712			6,041	5,585	11,626	
13	委 託 料	33,633		33,633	840	840	259,166	11,553	270,719	
14	使用料及び賃借料	248		248			8,893	116	9,009	
15	工 事 請 負 費				11,563	11,563				
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費				1,338	3,990	5,328	996	996	
19	負担金、補助及び交付金	10,137	2,787	12,924	319,637		319,637	3,538,820	40,454	3,579,274
20	扶 助 費	1,398		1,398			1,042,735		1,042,735	
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金						940		940	
26	寄 附 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	67,674	2,787	70,461	320,975	16,393	337,368	4,906,289	58,155	4,964,444
財 源 内 訳	国庫支出金	10,979		10,979				949,657	△ 48,899	900,758
	地方債				315,000		315,000			
	その他	15,185		15,185				103,464	96,386	199,850
	一般財源	41,510	2,787	44,297	5,975	16,393	22,368	3,853,168	10,668	3,863,836

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費				3項 生活保護費				
		補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	186,832	605	187,437	83,202	605	83,807	13,724	13,724	
2	給料	1,071,171		1,071,171	1,071,171		1,071,171	58,896	58,896	
3	職員手当等	630,936		630,936	630,936		630,936	29,853	29,853	
4	共済費	412,386		412,386	400,888		400,888	23,189	23,189	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	430		430						
8	報償費	40,874	28	40,902	13,013	28	13,041	242	242	
9	旅費	22,783	550	23,333	12,662	550	13,212	2,378	2,378	
	費用弁償	3,510	208	3,718	2,118	208	2,326	515	515	
	普通旅費	15,245		15,245	7,387		7,387	1,755	1,755	
	特別旅費	4,028	342	4,370	3,157	342	3,499	108	108	
10	交際費									
11	需用費	140,502		140,502	31,592		31,592	5,841	5,841	
12	役務費	58,986		58,986	17,973		17,973	2,843	2,843	
13	委託料	2,105,703	4,007	2,109,710	202,192	4,007	206,199	11,622	20,000	31,622
14	使用料及び賃借料	40,418		40,418	10,802		10,802	1,165	1,165	
15	工事請負費	310,545		310,545	257,131		257,131			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	29,711		29,711	2,053		2,053			
19	負担金、補助及び交付金	5,186,029	25,226	5,211,255	2,300,388	25,226	2,325,614	252,399	252,399	
20	扶助費	338,322		338,322	1,212		1,212	347,701	347,701	
21	貸付金	6,000	2,640	8,640	6,000	2,640	8,640			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,955		1,955	1,955		1,955			
26	寄附金									
27	公課費	76		76						
28	繰出金	2,192		2,192						
	予備費									
	計	10,585,851	33,056	10,618,907	5,043,170	33,056	5,076,226	749,853	20,000	769,853
財源内訳	国庫支出金	1,444,323	10,647	1,454,970	412,315	10,647	422,962	267,110	20,000	287,110
	地方債									
	その他	1,956,928	33	1,956,961	1,392,196	33	1,392,229	69,345		69,345
	一般財源	7,184,600	22,376	7,206,976	3,238,659	22,376	3,261,035	413,398		413,398

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後
		1目 生活保護総務費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	13,724		13,724	146,065		146,065	76,828		76,828
2	給料	58,896		58,896	1,439,271		1,439,271	703,071		703,071
3	職員手当等	29,853		29,853	787,376		787,376	410,181		410,181
4	共済費	23,189		23,189	548,294		548,294	267,974		267,974
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				7,130		7,130	7,130		7,130
8	報償費	242		242	64,376	200	64,576	50,034	200	50,234
9	旅費	2,378		2,378	73,792	300	74,092	43,995	300	44,295
	費用弁償	515		515	3,299		3,299	2,063		2,063
	普通旅費	1,755		1,755	37,202	100	37,302	19,641	100	19,741
	特別旅費	108		108	33,291	200	33,491	22,291	200	22,491
10	交際費									
11	需用費	5,841		5,841	268,971	1,100	270,071	157,577	1,100	158,677
12	役務費	2,843		2,843	75,085	200	75,285	43,942	200	44,142
13	委託料	11,376	20,000	31,376	1,071,850	17,147	1,088,997	475,071	4,547	479,618
14	使用料及び賃借料	1,165		1,165	80,774	200	80,974	40,307	200	40,507
15	工事請負費				35,979	2,270	38,249		2,270	2,270
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				208,168	10,583	218,751	113,711	10,583	124,294
19	負担金、補助及び交付金	58,588		58,588	6,882,298	735,125	7,617,423	6,191,770	663,994	6,855,764
20	扶助費	1,530		1,530	1,242,781		1,242,781	1,242,781		1,242,781
21	貸付金				1,000,352		1,000,352	756,552		756,552
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料					116,274	116,274		116,274	116,274
24	投資及び出資金									
25	積立金				19,785	894,777	914,562	13,679	894,777	908,456
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500
27	公課費				50		50	50		50
28	繰出金									
	予備費									
	計	209,625	20,000	229,625	13,982,897	1,778,176	15,761,073	10,625,153	1,694,445	12,319,598
財源内訳	国庫支出金	28,027	20,000	48,027	1,723,544	917,971	2,641,515	1,501,725	917,971	2,419,696
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	67,345		67,345	3,555,120	748,732	4,303,852	3,113,918	748,732	3,862,650
	一般財源	114,253		114,253	8,692,233	111,473	8,803,706	5,997,510	27,742	6,025,252

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
					3目 予防費			8目 健康県づくり推進費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	50,886		50,886	4,804		4,804	16,439		16,439
2	給料	136,197		136,197						
3	職員手当等	77,851		77,851						
4	共済費	57,360		57,360	666		666	2,615		2,615
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	6,892		6,892						
8	報償費	27,478		27,478	6,484		6,484	7,025		7,025
9	旅費	21,251		21,251	5,860		5,860	4,281		4,281
	費用弁償	1,024		1,024	126		126	216		216
	普通旅費	8,461		8,461	2,333		2,333	900		900
	特別旅費	11,766		11,766	3,401		3,401	3,165		3,165
10	交際費									
11	需用費	105,699		105,699	71,624		71,624	12,089		12,089
12	役務費	24,814		24,814	4,051		4,051	10,245		10,245
13	委託料	297,328		297,328	4,405		4,405	23,061		23,061
14	使用料及び賃借料	13,391		13,391	2,008		2,008	4,177		4,177
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,200		3,200	3,200		3,200			
19	負担金、補助及び交付金	424,161	9,645	433,806	160,538	9,645	170,183	27,931		27,931
20	扶助費	1,242,661		1,242,661	900		900			
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料		116,274	116,274		113,974	113,974		2,300	2,300
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,203		1,203	693		693	192		192
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,490,372	125,919	2,616,291	265,233	123,619	388,852	108,055	2,300	110,355
財源内訳	国庫支出金	962,176		962,176	33,920		33,920	4,927		4,927
	地方債	12,000		12,000						
	その他	92,264	125,919	218,183	713	123,619	124,332	60,563	2,300	62,863
	一般財源	1,423,932		1,423,932	230,600		230,600	42,565		42,565

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
					2目 医務費			3目 保健師等指導管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	21,553		21,553	1,826		1,826	6,087		6,087
2	給料	253,989		253,989						
3	職員手当等	161,942		161,942						
4	共済費	95,275		95,275	173		173	910		910
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	238		238	35		35			
8	報償費	22,300	200	22,500	5,839	200	6,039	1,444		1,444
9	旅費	20,186	300	20,486	8,779	300	9,079	2,486		2,486
	費用弁償	931		931	254		254	49		49
	普通旅費	8,760	100	8,860	2,576	100	2,676	571		571
	特別旅費	10,495	200	10,695	5,949	200	6,149	1,866		1,866
10	交際費									
11	需用費	39,497	1,100	40,597	10,289	1,100	11,389	1,062		1,062
12	役務費	12,862	200	13,062	6,386	200	6,586	274		274
13	委託料	167,095	4,547	171,642	124,819		124,819	34,616	4,547	39,163
14	使用料及び賃借料	17,385	200	17,585	11,069	200	11,269	281		281
15	工事請負費		2,270	2,270		2,270	2,270			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	108,426	10,583	119,009	98,760	10,583	109,343	15		15
19	負担金、補助及び交付金	5,767,212	654,349	6,421,561	3,244,055	654,349	3,898,404	63,057		63,057
20	扶助費	120		120						
21	貸付金	756,552		756,552	248,520		248,520	508,032		508,032
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	12,476	894,777	907,253	12,476	894,777	907,253			
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500			
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	7,487,608	1,568,526	9,056,134	3,803,526	1,563,979	5,367,505	618,264	4,547	622,811
財源内訳	国庫支出金	539,549	917,971	1,457,520	499,123	917,971	1,417,094	24,813		24,813
	地方債									
	その他	3,021,637	622,813	3,644,450	2,964,455	622,813	3,587,268	13,397		13,397
	一般財源	3,926,422	27,742	3,954,164	339,948	23,195	363,143	580,054	4,547	584,601

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	436,691	764	437,455
2	給料	2,197,557		2,197,557
3	職員手当等	1,255,064		1,255,064
4	共済費	846,724		846,724
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	8,501		8,501
8	報償費	114,215	252	114,467
9	旅費	103,757	919	104,676
	費用弁償	10,053	208	10,261
	普通旅費	52,179	100	52,279
	特別旅費	41,525	611	42,136
10	交際費			
11	需用費	344,045	1,454	345,499
12	役務費	129,973	5,785	135,758
13	委託料	3,090,871	40,947	3,131,818
14	使用料及び賃借料	110,692	316	111,008
15	工事請負費	342,802	13,833	356,635
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	146,021	14,573	160,594
19	負担金、補助及び交付金	40,539,266	778,693	41,317,959
20	扶助費	2,986,780		2,986,780
21	貸付金	794,630	2,640	797,270
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	148,000	116,274	264,274
24	投資及び出資金			
25	積立金	331,196	894,777	1,225,973
26	寄附金	31,750		31,750
27	公課費	126		126
28	繰出金	2,192		2,192
	予備費			
	計	53,960,853	1,871,227	55,832,080
財源内訳	国庫支出金	4,603,094	901,941	5,505,035
	地方債	327,000		327,000
	その他	7,537,320	869,250	8,406,570
	一般財源	41,493,439	100,036	41,593,475

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	私立学校振興資金利子補給補助金	48
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	16,928
	臨時特例つなぎ資金貸付事業補助金	1,624
	鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金	1,982
4 目 老人福祉費		
報酬	とっとり支え愛体制づくり事業補助金に係る審査会審査委員	8人
負担金、補助及び交付金	みんなでやらいや!わが町支え愛活動支援事業補助金	4,650
	病床転換助成事業補助金	6,000
	とっとり支え愛体制づくり事業補助金	15,000
5 目 婦人福祉費		
負担金、補助及び交付金	DV被害者等支援活動助成事業費補助金	2,787
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	△ 73,349
	第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会負担金	21,680
	鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置推進事業補助金	1,632
	タブレット端末購入費助成補助金	1,075
	手話学習会、手話検定補助金	280
	手話サークル補助金	300
	鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業補助金	88,836
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報酬	子育て王国とっとり条例(仮称)懇話会委員	19人
	事業所間婚活コーディネーター設置事業委託公募型プロポーザル審査会委員	2人
負担金、補助及び交付金	保育対策等促進事業補助金	21,295
	市町村地域子育て特別支援事業補助金	33
	婚活イベント開催助成事業補助金	1,500
	児童養護施設等处遇向上対策事業費補助金	2,398
貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付金	2,640

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	結核病床整備事業補助金	5,145
	感染症医療提供体制強化事業補助金	4,500
償還金、利子及び割引料	鳥取県ワクチン接種緊急促進基金返還金	113,974
8 目 健康県づくり推進費		
償還金、利子及び割引料	鳥取県自殺対策緊急強化基金返還金	2,300
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県医療施設等設備整備費補助金 (病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業)	46,389
	看護職員募集支援事業補助金	1,071
	看護職員職場研修支援事業補助金	214
	病院内保育所施設整備費補助事業補助金	5,283
	テレビ会議システム構築事業補助金	8,153
	医師の研修設備等充実支援事業補助金	17,407
	救急医療・災害医療施設等施設設備事業補助金	52,258
	CCU (心臓病専用病室) 施設・設備整備事業補助金	23,540
	医療機関の電子カルテシステム導入促進事業補助金	57,292
	後方病床等の支援体制強化事業補助金	14,262
	訪問歯科診療体制整備事業補助金	6,481
	在宅医療連携拠点事業補助金 (2次計画分)	5,248
	在宅医療推進事業補助金 (2次計画分)	1,875
	中部救急医療体制強化事業補助金	105
	病児・病後児保育遠隔監視診断システム構築事業補助金	10,000
	精神科救急充実支援事業補助金	15,045
	災害時に強い医療機関整備事業補助金 (2次計画分)	19,709
	災害用歯科診療車体制整備事業補助金	28,560
	結核患者治療環境改善施設・設備整備事業補助金	16,927
	がん検診充実事業補助金	13,165
	がん患者口腔ケア体制整備事業補助金	1,216
	看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業補助金	78,469
	在宅医療連携拠点事業補助金 (3次計画分)	20,510
在宅医療推進事業補助金 (3次計画分)	21,622	
災害時に強い医療機関整備事業補助金 (3次計画分)	187,033	
災害時の情報伝達手段充実事業補助金	2,515	
積立金	鳥取県地域医療再生基金積立金	894,777



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成25年度 子育て拠点施設等整備 事業補助	79,617			平成26年度	79,617			79,617	
平成25年度 感染症医療提供体制強 化事業補助	18,000			平成26年度から 平成27年度まで	18,000			18,000	
平成25年度 総合療育センター医療事 務業務委託	46,305			平成26年度から 平成28年度まで	46,305			46,305	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	一般財源				
								地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円		
補正前の額	千円											
21,352	21,352			平成26年度から 平成34年度まで	21,352							21,352
補正額	445			平成26年度から 平成34年度まで	445							445
補正後の額	21,797			平成26年度から 平成34年度まで	21,797							21,797
補正前の額	153,600			平成26年度から 平成31年度まで	153,600							153,600
補正額	9,360			平成26年度から 平成31年度まで	9,360							9,360
補正後の額	162,960			平成26年度から 平成31年度まで	162,960							162,960

平成25年度  
私立学校振興資金利子  
補助

平成25年度  
鳥取県保育士等修学資  
金貸付金

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手話言語条例の設定について</p>													
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1. 提出理由 障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である鳥取県において、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうる者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築くため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものである。</p> <p>2. 概要</p> <table border="1" data-bbox="263 712 1348 2027"> <tr> <td data-bbox="263 712 534 913">(1) 目的</td> <td data-bbox="534 712 1348 913">この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 913 534 1014">(2) 手話の意義</td> <td data-bbox="534 913 1348 1014">手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1014 534 1115">(3) 基本理念</td> <td data-bbox="534 1014 1348 1115">手話の普及は、ろう者とうる者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1115 534 1507">(4) 県等の責務</td> <td data-bbox="534 1115 1348 1507"> <p>ア 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>イ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p>ウ 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1507 534 1877">(5) 県民等の役割</td> <td data-bbox="534 1507 1348 1877"> <p>ア 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>イ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>ウ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>エ 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1877 534 2027">(6) 計画の策定及び推進</td> <td data-bbox="534 1877 1348 2027">ア 県は、鳥取県障害者計画において、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴いて、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</td> </tr> </table>		(1) 目的	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	(2) 手話の意義	手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。	(3) 基本理念	手話の普及は、ろう者とうる者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。	(4) 県等の責務	<p>ア 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>イ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p>ウ 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	(5) 県民等の役割	<p>ア 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>イ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>ウ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>エ 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	(6) 計画の策定及び推進	ア 県は、鳥取県障害者計画において、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴いて、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
(1) 目的	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。													
(2) 手話の意義	手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。													
(3) 基本理念	手話の普及は、ろう者とうる者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。													
(4) 県等の責務	<p>ア 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>イ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p> <p>ウ 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>													
(5) 県民等の役割	<p>ア 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>イ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>ウ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>エ 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>													
(6) 計画の策定及び推進	ア 県は、鳥取県障害者計画において、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴いて、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。													

提出理由及び概要		イ 知事は、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。
	(7) 手話を学ぶ機会の確保等	ア 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。 イ 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。
	(8) 手話を用いた情報発信等	ア 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。 イ 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。 ウ 県は、市町村と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。
	(9) 学校における手話の普及	ア ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 イ ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。 ウ 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
	(10) 事業者への支援等	ア 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。 イ ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。 ウ 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。 エ 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
	(11) 協議会の設置等	ア 手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策を定める際に、知事に意見を述べることを行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会を設置する。 イ 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
	(12) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

# 鳥取県手話言語条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 手話の普及（第8条—第16条）

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

### 附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

#### (基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

る。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県民生委員定数条例の設定について																																						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数は都道府県の条例で定められることとされたことに伴い、民生委員の定数を定める。</p> <p>2 概 要                      (1) 民生委員の定数は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>鳥取市</td><td>516人</td></tr> <tr><td>米子市</td><td>338人</td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td>164人</td></tr> <tr><td>境港市</td><td>86人</td></tr> <tr><td>岩美郡岩美町</td><td>48人</td></tr> <tr><td>八頭郡若桜町</td><td>22人</td></tr> <tr><td>八頭郡智頭町</td><td>32人</td></tr> <tr><td>八頭郡八頭町</td><td>68人</td></tr> <tr><td>東伯郡三朝町</td><td>35人</td></tr> <tr><td>東伯郡湯梨浜町</td><td>49人</td></tr> <tr><td>東伯郡琴浦町</td><td>65人</td></tr> <tr><td>東伯郡北栄町</td><td>45人</td></tr> <tr><td>西伯郡日吉津村</td><td>9人</td></tr> <tr><td>西伯郡大山町</td><td>61人</td></tr> <tr><td>西伯郡南部町</td><td>35人</td></tr> <tr><td>西伯郡伯耆町</td><td>40人</td></tr> <tr><td>日野郡日南町</td><td>31人</td></tr> <tr><td>日野郡日野町</td><td>22人</td></tr> <tr><td>日野郡江府町</td><td>18人</td></tr> </table> <p>(2) 施行期日は、平成25年12月1日とする。</p>	鳥取市	516人	米子市	338人	倉吉市	164人	境港市	86人	岩美郡岩美町	48人	八頭郡若桜町	22人	八頭郡智頭町	32人	八頭郡八頭町	68人	東伯郡三朝町	35人	東伯郡湯梨浜町	49人	東伯郡琴浦町	65人	東伯郡北栄町	45人	西伯郡日吉津村	9人	西伯郡大山町	61人	西伯郡南部町	35人	西伯郡伯耆町	40人	日野郡日南町	31人	日野郡日野町	22人	日野郡江府町	18人
鳥取市	516人																																						
米子市	338人																																						
倉吉市	164人																																						
境港市	86人																																						
岩美郡岩美町	48人																																						
八頭郡若桜町	22人																																						
八頭郡智頭町	32人																																						
八頭郡八頭町	68人																																						
東伯郡三朝町	35人																																						
東伯郡湯梨浜町	49人																																						
東伯郡琴浦町	65人																																						
東伯郡北栄町	45人																																						
西伯郡日吉津村	9人																																						
西伯郡大山町	61人																																						
西伯郡南部町	35人																																						
西伯郡伯耆町	40人																																						
日野郡日南町	31人																																						
日野郡日野町	22人																																						
日野郡江府町	18人																																						



## 鳥取県民生委員定数条例

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

鳥取市	516人
米子市	338人
倉吉市	164人
境港市	86人
岩美郡岩美町	48人
八頭郡若桜町	22人
八頭郡智頭町	32人
八頭郡八頭町	68人
東伯郡三朝町	35人
東伯郡湯梨浜町	49人
東伯郡琴浦町	65人
東伯郡北栄町	45人
西伯郡日吉津村	9人
西伯郡大山町	61人
西伯郡南部町	35人
西伯郡伯耆町	40人
日野郡日南町	31人
日野郡日野町	22人
日野郡江府町	18人

### 附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について （鳥取県社会福祉審議会条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b> 社会福祉法の一部が改正され、社会福祉審議会の委員の数に関する定めが削られたことに伴い、委員の数を定める。</p> <p><b>2 概 要</b> （1）社会福祉審議会の委員の数は、26人以内とする。 （2）専門の事項を審議するために4つの専門分科会を設置していることを明らかにする。 （3）その他所要の規定の整備を行う。 （4）施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第7条から第12条まで並びに社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条及び第3条に定めるもののほか</u>、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、委員26人以内で組織する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 略</p> <p>(委員長の職務の代理)</p> <p>第5条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第7条 <u>審議会に、社会福祉法第12条第2項の規定により読み替えて適用する同法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。</u></p> <p>2 <u>各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u></p> <p>3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第7条第1項の規定に基づく鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委員長の職務の代理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 略</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 <u>審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u></p> <p>2 <u>審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 略</p>

(雑則)  
第9条 略

(雑則)  
第8条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県介護保険審査会条例の一部改正について)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>介護保険法が一部改正され、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、当該定数を定めるとともに、審査会の公益を代表する委員の定数を見直す。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 審査会の公益を代表する委員の定数を、9人（現行15人）とする。</p> <p>(2) 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

鳥取県介護保険審査条例（平成11年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の定数)</p> <p>第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p><u>2 介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審査会（<u>介護保険法第189条第1項又は第2項の合議体を含む。</u>）は、会長が招集する。</p>	<p>(公益を代表する委員の定数)</p> <p>第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>15人</u>とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審査会は、会長が招集する。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方青少年問題協議会法の一部が改正され、青少年問題協議会の会長及び委員は地方公共団体が定めるものとする事とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 委員は、青少年問題に関する学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 (2) 会長は、委員の互選により定める。 (3) 委員の定数は、20人以内(現行25人以内)とする。 (4) 会議の招集、定足数、部会の設置等、協議会の運営に関し必要な事項を定める。 (5) その他所要の規定の整備を行う。 (6) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）<u>第1条の規定に基づき、</u>鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>協議会は、法第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第11条の2第4項、第14条及び第14条の2第2項の規定により、知事に意見を述べること。</u></p> <p>(2) <u>鳥取県青少年健全育成条例第11条の2第5項の規定による報告を受けること。</u></p> <p>(3) <u>その他鳥取県青少年健全育成条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p><u>2 委員は、青少年問題に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 <u>協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(専門委員)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）<u>第2条に規定する事務及び条例の規定によりその権限に属させられた事務を行わせるため、</u>鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>協議会は、委員25人以内で組織する。</u></p> <p><u>(学識経験者である委員)</u></p> <p>第3条 <u>学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>前項の委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第4条 <u>会長は、会務を総理する。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(専門委員)</p>



第6条 略

- 2 専門委員は、専門事項に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関する専門委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5条 略

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験があるものうちから、知事が任命し又は委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について （鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 条例の改正理由 麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、麻薬中毒審査会の委員の数に関する定めが削除されたことに伴い、委員の数を定める。</p> <p>2 条例案の概要 （1）麻薬中毒審査会の委員の数は、5人以内とする。 （2）その他所要の規定の整備を行う。 （3）施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

鳥取県麻薬中毒審査会条例（昭和61年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、<u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第58条の13及び麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第13条に定めるもののほか、鳥取県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>審査会</u>は、<u>法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、置くものとする。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>審査会</u>は、<u>委員5人以内で組織する。</u></p>	<p>鳥取県麻薬中毒審査会は、<u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、置くものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b>                  障害児通所支援の事業の人員等の基準を定めるに当たって、参酌等すべき国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b>                  (1) 一定の要件を満たす介護保険法に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービス）が提供されないこと等により障害児通所支援を受けることが困難な障害児に対し、自らの事業所で通いサービスを提供するときは、児童福祉法に定める基準該当通所支援事業の基準を満たしているものとし、指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準については、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。                  (2) その他所要の規定の整備を行う。                  (3) 施行期日は、公布日とする。</p> <p><b>3 参考（県内の事業所設置状況）</b>                  (H25年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービス区分</th> <th colspan="4">事業所設置数</th> </tr> <tr> <th>東部圏域</th> <th>中部圏域</th> <th>西部圏域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援※</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス※</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>32</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスを含む。                  ※基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスとは、条例で定める基準を満たすものと市町村が認めた事業所。</p>	サービス区分	事業所設置数				東部圏域	中部圏域	西部圏域	合計	児童発達支援※	11	4	5	20	放課後等デイサービス※	12	3	2	17	小規模多機能型居宅介護	32	8	16	56
サービス区分	事業所設置数																								
	東部圏域	中部圏域	西部圏域	合計																					
児童発達支援※	11	4	5	20																					
放課後等デイサービス※	12	3	2	17																					
小規模多機能型居宅介護	32	8	16	56																					

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護</u></p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護</u></p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>前項に規定する基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、別表第1の1の表従業者の配置の項第5号及び3の表従業者の配置の項第5号に掲げる基準とする。ただし、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに当該基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 条例の改正理由 薬事法が一部改正され、薬事法による立入調査等の権限が拡大されたことに伴い、条例による立入調査等の権限について所要の改正を行う。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとし、収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対しては、20万円以下の罰金刑を科する。</p> <p>(2) 薬事法により立入調査等を行うことができる場合を条例による立入調査等の対象から除く等の所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等 ア この条例は、公布の日から施行する。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。</p> <p>(2) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。</p> <p>(3) <u>医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、</u>知事指定薬物の広告を行うこと。</p> <p>(4) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 <u>ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。</p> <p>(2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。</p> <p>(3) 知事指定薬物の広告を行うこと。</p> <p>(4) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。</p> <p>(5)・(6) 略</p>
<p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、<u>若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入調査、質問又は収去を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない</p>	<p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為<u>若しくは薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）</u>を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、<u>若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

<p>い。</p> <p>3 略</p> <p>(警告)</p> <p>第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反した者に対し、<u>これらの規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）</u>を行わないよう警告を発することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>3 略</p> <p>(警告)</p> <p>第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者に対し、<u>当該禁止行為を行わないよう警告を発</u>することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について          (平成25年8月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する福祉施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月28日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金69,153円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生年月日          平成25年6月11日 午後2時20分ごろ</p> <p>イ 事故発生場所          鳥取市江津地内</p> <p>ウ 事故の状況          福祉相談センターの敷地内公園において、児童と職員がプレイセラピーの一環としてサッカーボールで遊んでいたところ、児童の蹴ったボールが公園の柵を越え、隣接する駐車場に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	喜多原学園	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市西三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	126,000	平成25年6月1日 ～平成29年5月31日	鳥取県立喜多原 学園